

鹽田川 長尾川 大澤川 五七四  
 吉田川 丸子川 藁科川 草薙川  
 中河内川(安倍) 瀧澤川 足久保川  
 黒石川 岡部川 東光寺谷川 谷稻葉川  
 伊太谷川 相賀谷川 伊久美川 大津谷川  
 家山川 大代川 坂口谷川 菅ヶ谷川  
 箴川 新野川 朝比奈川(小笠) 菊川  
 佐東川 西大谷川 東大谷川 辨財天川  
 前川 垂木川 熊切川 杉川  
 三倉川 水窪川 伏間川 一宮川  
 小藪川 字刈川 小笠澤川 送川  
 倉真川 初馬川 二俣川 大千瀬川  
 阿多古川 西阿多古川 安間川 芳川  
 伊井戸川 神宮寺川 安間川  
 山梨縣——(富士川筋)釜無川 (同)笛吹川 (同)蘆川  
 (同)早川 (同)大柳川 (同)小武川  
 (笛吹川支)重川 (同)日川 (同)濁川  
 (瀧澤川支)大和川 桂川 (桂川支)笹子川 桂川  
 山中湖 (桂川支)朝日川 (同)鹿留川 (富士川支)常葉川

(同)相川 (同)戸川 (同)利根川 (同)鹽川  
 (同)須玉川 (幹川)道志川 (同)重川 (同)蘆川  
 滋賀縣——琵琶湖水面 (瀧田川支)大戸川 (同)愛知川  
 (同)犬上川 (同)姉川 (同)姊川小支)高時川 (同)安曇川  
 草津川 (草津川支)金勝川 家棟川 比良川  
 (安曇川支)北川 (同)針畑川 和邇川 (瀧田川支)信樂川  
 大谷川 野洲川 (野洲川支)思川 田村川  
 (田村川小支)櫟野川 (同)大原川 (同)油目川 (日野川支)祖父川  
 (同)佐久良川 蛇砂川 宇曾川 (宇曾川支)南川  
 芹川 (姉川支)草野川 (姉川小支)杉野川 田川  
 余呉川 鴨川 石田川  
 百瀬川 知内川 余呉湖  
 岐阜縣——(揖斐川支)長良川 (同)津屋川 (同)牧田川  
 (長良川支)津保川 (同)境川 (牧田川支)枯瀬川 (枯瀬川支)相川  
 木曾川 (木曾川支)付知川 (同)飛驒川 (飛驒川支)馬瀬川  
 (同)白川 (同)竹原川 揖斐川 (揖斐川支)坂内川  
 (坂内川支) 長良川 (長良川支)根尾川 (根尾川支)根尾東谷川  
 (長良川支)板取川 (同)吉田川 土岐川 (矢作川支)明知川  
 (同)上村川 (上村川支)飯田洞川 宮川 (宮川支)小八賀川  
 五七五



(同)小鳥川 (同)高原川 (高原川支)跡津川 (同)双六川  
 (雙六川支)中ノ俣川 (中ノ俣川支)北ノ俣川 庄川 (庄川支)大白川  
 矢作川 (上村川支)合川 (木曾川支)阿木川 (木曾川支)中津川  
 (飛驒川支上流一名濁川)小坂川 (揖斐川支)粕川 土岐川  
 (土岐川支)小里川 (白川支)黒川 (飛驒川支)神淵川 (木曾川支)可兒川  
 (長良川支)牛道川 (同)武儀川 (同)桑原川 (同)桑原川 (牧田川支)藤古川  
 (揖斐川支)大江川 (大江川支)東大江川 (木曾川支)川上川 (宮川支)川上川  
 (同)荒城川 (長良川支)津保川 (同)境川 牧田川  
 (木曾川支)落合川 (飛驒川支)秋神川 (馬瀬川支)和良川 (白川支)黒川  
 (木曾川支)加茂川 (可兒川支)久々利川 (木曾川支)大安寺川 (長良川支)牛道川  
 (同)龜屋島川 (武儀川本流)神崎川 (武儀川支)葛原川 (津保川支)川浦川  
 (同)蜂屋川 (長良川支)伊自良川 (同)板屋川 (同)逆川 (同)桂川  
 (牧田川支)藤古川 (藤古川支)今須川 (揖斐川支)平野井川 (同)市ノ倉川  
 (土岐川支)日吉川 (同)肥田川 (同)妻木川 (宮川支)大八賀川 (同)荒城川  
 (同)笠原川 (同)大原川 (宮川支)大八賀川 (同)荒城川  
 (高原川支)蒲田川  
 長野縣——諏訪湖  
 天龍川 依田川 夜間瀬川  
 裾花川 穂高川 奈良井川  
 田川 薄川 女鳥羽川 天龍川

三峯川

(支)烏川  
 (支)依田川  
 (支)横湯川  
 (幹)木曾川  
 (支)中津川  
 (支)魚ノ川  
 (支)北野川  
 (支)横湯川  
 (支)湯川  
 (支)和田川  
 (支)三峯川  
 (支)黒川  
 (支)青木川  
 (支)黒川  
 (支)和知野川  
 (支)合川  
 (支)小川  
 (支)犀川(梓川)

上川

(支)穂高川  
 (支)百々川  
 (幹)天龍川  
 (幹)釜無川  
 (支)硫黄川  
 (支)檜俣川  
 (支)樽川  
 (支)角間川  
 (支)神川  
 (支)大門川  
 (支)黒川  
 (支)小澁川  
 (支)松川  
 (支)萬古川  
 (支)賣木川  
 (支)根羽川  
 (支)玉瀧川  
 (支)奈川

(支)薄川

(支)滑津川  
 (支)松川  
 (支)宮川  
 (幹)姫川  
 (支)枋川  
 (支)野反川  
 (支)松川  
 (支)鳥居川  
 (支)相木川  
 (支)男女倉澤川  
 (支)太田切川  
 (支)鹿鹽川  
 (支)阿知川  
 (支)早木戸川  
 (支)和合川(波合川ヲ含ム)  
 (支)蘭川  
 (支)西野川  
 (支)黒川

(支)鑽川

(支)鹿曲川  
 (支)淺川  
 (支)松川  
 (支)松川  
 (支)雜魚川  
 (支)志久見川  
 水源大沼池  
 (支)裾花川  
 (支)大月川  
 (支)鹿曲川  
 (支)中御所川  
 (支)鹽川  
 (支)本谷川  
 (支)遠山川  
 (支)伊那川  
 (支)末川  
 (支)島々谷川



(支)水殿川  
 (支)鳥川  
 (支)水俣川  
 (支)松尾川  
 (支)斑尾川  
 (支)米子川  
 (支)蛭川  
 (支)浦野川  
 (支)武石川  
 (支)泥川  
 (支)雨川  
 (水源)猪名湖(長湖ヲ含ム)  
 (支)大平川  
 (支)矢田川  
 (支)楠川(戸穩村)  
 (支)東條川  
 (支)乳川  
 (支)田川  
 (支)小曾部川  
 (支)大白川  
 (支)中房川  
 (支)籠川  
 (支)倉下川  
 (支)篠井川  
 (支)鮎川  
 (支)聖川  
 (支)産川  
 (支)本澤川  
 (支)片貝川  
 (支)大石川  
 (支)前川  
 (支)高瀬川  
 (支)鹿島川  
 (支)本澤川  
 (支)鳥居川  
 (支)保科川  
 (支)神田川  
 (支)洗馬川  
 (支)所澤川  
 志賀川  
 (支)拔井川  
 (支)南相木川  
 (支)柚添川  
 (支)金峯山川  
 (支)柳久保川  
 (支)保福寺川  
 (支)一ノ澤川  
 (支)牛伏川  
 (支)舟澤川  
 (支)小大野川  
 (支)湯俣川  
 (支)中谷川  
 水源琵琶池  
 (支)樋澤川  
 (支)千曲川  
 (支)佐野川  
 (支)内村川  
 (支)八丁地川  
 (支)香坂川  
 (支)石堂川(大嶽川ヲ含ム)  
 (支)湯川  
 (支)板橋川  
 (支)梓川  
 (支)麻績川  
 (支)農具川(中綱湖、大崎湖、釜面ヲ含ム)  
 (支)薄川  
 (支)奈良井川  
 (支)三間澤川

(支)唐澤川  
 (支)清内路川  
 (支)松川  
 (支)中田切川  
 (支)小黒川(伊那町)  
 (支)砥川  
 (支)音無川  
 (支)殿小川  
 (支)黒川  
 (支)管川  
 (支)土谷川  
 (支)平川  
 關川  
 (支)平谷川  
 余地川  
 滑津川  
 蛇堀川  
 澁澤川  
 沓掛川  
 (支)霞澤川  
 (支)小川川  
 (支)四徳川  
 (支)新宮川  
 (支)澤川  
 (支)東俣川  
 (支)與川  
 (支)滑川  
 (支)正澤川  
 (支)根羽川  
 (支)楠川(北條村)  
 釜無川  
 (水源)野尻湖  
 (支)池尻川  
 谷川  
 矢ヶ崎川  
 布施川  
 傍陽川  
 室賀川  
 (支)池口川  
 (支)蛇川  
 (支)前澤川  
 (支)小黒川(美和村)  
 (支)横川川  
 (支)柳川  
 (支)柿其川  
 (支)本洞川  
 (支)濃ヶ池川  
 (支)檜原川  
 (支)北股川  
 (支)白谷川  
 (支)上村川  
 千曲川  
 片貝川  
 濁川  
 蘆田川  
 産川  
 追川  
 (支)米川  
 (支)大島川  
 (支)與田切川  
 (支)小澤川  
 (支)横河川  
 (支)瀧ノ湯川  
 (支)阿寺川  
 (支)鹹川  
 (支)味喰川  
 (支)立揚川  
 (支)南股川  
 (支)白川  
 (支)柳川  
 拔井川  
 雨川  
 繰矢川  
 神川  
 田澤川  
 衣之渡川  
 五七九



角間川 大澤川 深澤川 藤澤川 黒川 日向澤川 門原川 牛ヶ爪川 大寄合川 大又川 鍋割川 東川本谷川 濁川 男埵川 湯舟澤川 安坂川 女鳥羽川 北澤 親澤川  
 弓振川 犬田切川 帶無川 山室川 小田切川 前澤川 野底川 加賀須川 黒川 白川 本谷川 鹽澤川 十王澤川 南澤川 越百川 永井川 湯川 萬水川 黒川  
 取瀧川 藤澤川 大泉川 北ノ澤川 鼠川 毛賀澤川 八重河内川 鹽澤川 西野川 湯川 浦川 八澤川 長谷川 桂川 會田川 潮澤川 島々谷川南澤 二ノ澤川 浦川  
 五八〇  
 澁川 小横川 一ノ澤川 戸臺川 郷澤川 久米川 上村川 奈川 冷川 笹川 ケサザワ川 熊澤川 坪川 伊那川 穴澤川 小曾部川 島々谷川 黒澤川 土澤川

横川 犬川 蜂ヶ澤川 八代澤川 (檜澤川支)二號 (岡田川支)瀧澤川 日名澤川 谷川 保科川 天代川 馬曲川 藥師澤 八蛇川 出川(水源茶屋池ヲ含ム) 廣井川 清川 黄金澤川 品井沼  
 大澤川 谷地川 寺澤川 (八代澤川支)日向澤川 金熊川 佐野川 深山川 三瀧川 灰野川 大卷川 瑪瑙川 濁澤 瀧澤川 皿川 大門澤川  
 耳尾澤川 土尻川 木澤川 檜澤川 姫川 荏澤川 藤澤川 松川 赤野田川 湯澤川 越水澤 鳥居川 毛ノ川 運上川 松田川(水源沼ノ地ヲ含ム) 湯川  
 ヌケ澤川 (土尻川支)片岡澤川 袖澤川 (檜澤川支)一號 岡田川 女澤川 蛭川 八木澤川 百々川 赤瀧川 淺川 小川 野々海川 黒井川 和泉川  
 宮城縣——(阿武隈川支)白石川 (白石川支)松川 多田川 七北田川 定川 鳴瀨川 三迫川 五八一



(北上川小支)一迫川 (同)二迫川 (同)三迫川 夏川  
 二股川 江合川 (阿武隈川支)白石川 (同)横川  
 鳴瀬川 (支)江合川 名取川 大川  
 貞山運河 東名運河 北上運河 坂元川  
 (阿武隈川支)半田川 (同)雉子尾川 (同)小田川  
 (同)尾袋川 (尾袋川支)雜魚橋川 (同)高倉川 (白石川支)齋川  
 (同)大深澤川 (同)川原子澤川 (同)兒捨川 (松川支)秋山澤川  
 (同)濁川 (同)鉸川 (白石川支)荒川 (荒川支)新川  
 五間堀川 (五間堀川支)志賀澤川 川内澤川 增田川  
 (名取川支)碁石川 (碁石川支)前川 (前川支)立野川 (碁石川支)北川  
 (名取川支)本砂金川 (同)廣瀬川 (廣瀬川支)齋勝川 (同)新川  
 (同)大倉川 (七北田川支)梅田川 砂押川 (砂押川支)ナッコ(勿來)川  
 高城川 (鳴瀬川支)吉田川 (吉田川支)味明川 (同)滑川  
 (同)西川 (同)竹林川 (同)南川 (同)善川  
 (同)鶴田川 (鳴瀬川支)花川 (同)保野川 (同)長谷川  
 (同)大瀧川 (大瀧川支)青野川 (鳴瀬川支)田川 (田川支)鳥川  
 (鳴瀬川支)多田川 (多田川支)澁川 (同)澁井川 定川  
 (北上川支)江合川 (江合川支)出來川 (同)蛭澤川 (同)築澤川  
 (同)大谷川 (同)軍澤川 (同)田尻川 (同)萱刈川

福島縣

阿武隈川 (支)社川 (支)荒川 (荒川支)落堀川  
 (支)五百川 (支)松川 (同)草木川 (二迫川支)芋塚川  
 阿賀川 猪苗代湖 (白川派)古川 (北上川支)中江川  
 (小支)湯川 (支)田付川 (真野川支)高木川 (同)日向川  
 (支)宮川 (小支)伊南川 久慈川 (追波川支)四貝川 (同)古川  
 夏井川 請戸川 (支)高瀬川 荒川(伊豆沼ヲ含ム) 出來川(名鑿沼ヲ含ム)  
 新田川 阿賀川 眞野川 (支)摺上川 (支)釋迦堂川 南澤川(締切沼ヲ含ム)  
 尾瀬沼 (阿賀川右支)只見川 (支)日橋川 (支)廣瀬川 (小支)江花川  
 大瀧根川 木戸川 (支)濁川 (支)橋川 (小支)長瀬川 (小支)押切川  
 鮫川 夏井川 好間川 久慈川 鮫川  
 (阿賀川右小支)長瀬川 館岩川 舟津川 (阿賀川小支)大鹽川  
 姥堂川 管川 檜澤川 舟津川 (阿賀川右小支)伊南川  
 藤原川  
 五八三



川上川 隈戸川 今出川 谷田川  
 滑川 (滑川支)夏井川 移川 荒川  
 須川 天戸川 太田川 小高川  
 熊川 富岡川 仁井田川 井田川  
 黒谷川 野尻川 野邊澤川 瀨川  
 北須川 牧野川 笹原川 逢瀬川  
 安達太郎川 國太川 水無川 淺見川  
 大久川 小玉川 蛭田川 淺見川  
 (藤原川支)釜戸川 紅葉川 前田川 (鮫川支)四時川  
 地藏川 (阿武隈川支)堀川 (同支)杉田川  
 (同支)油井川 (阿賀川支)鶴沼川 (同支)水無川  
 (同支)奥川 (同支)戸石川 (同支)水無川  
 岩手縣 (北上流域支)中津川 (支)磐井川 (支)零石川 (支)猿ヶ石川  
 (猿ヶ石川支)早瀬川 (北上川支)和賀川 (支)膽澤川 馬淵川  
 (馬淵川支)安比川 (新井田川支)瀬月内川 (同)雪谷川 久慈川  
 (久慈川支)夏井川 (同)長内川 北上川 (北上川支)松川  
 (零石川支)葛根田川 (北上川支)瀧名川 (同)稗貫川 (同)豊澤川  
 (和賀川支)尻平川 (同)横川 (同)夏油川 (北上川支)廣瀬川  
 (同)人首川 (人首川支)伊手川 (北上川支)砂鐵川 (同)千厩川

青森縣

(同)黃海川 (同)金流川 (道川支)夏川 (猿ヶ石川支)小鳥瀬川  
 (早瀬川支)猫川 甲子川 盛川 氣仙川  
 閉伊川 小本川 津輕石川 馬淵川  
 青森縣 岩木川 (岩木川支)平川 (平川支)淺瀬石川 (岩木川支)十三湖  
 (十三湖支)山田川 (岩木川支)十川 堤川 (同)石川 (同)三本川  
 (岩木川派)早川 (同)小湊川 (同)石川 蟹田川  
 (岩木川派)馬鹿川 (堀川支)駒込川 野内川 笹内川  
 今別川 追良瀬川 中村川 (同)淺水川  
 (淺瀬石川支)中野川 (平川支)三ツ目内川 (十川支)浪岡川 (岩木川支)金木川  
 (十川支)飯詰川 (十川支)小田川 (十三湖支)鳥谷川 (平川支)大和澤川  
 (馬淵川支)新井田川 五戸川 (馬淵川支)熊原川 (同)淺水川  
 七戸川 (七戸川支)坪川 野邊地川 田名部川  
 赤石川 十和田湖 小河原沼 大畑川  
 川内川 新城川 小湊川 高瀬川  
 岩木川 堤川 駒込川 相坂川  
 新井田川

山形縣

(最上川上流)松川 (小支)鬼面川 (支)白川 (小支)立谷川  
 (支)寒河江川 (支)亂川 (支)白水川 (支)丹生川  
 (支)小國川 (支)鮭川 (支)立谷澤川 (小支)京田川  
 五八五



(小々支)藤島川 月光川  
 (小支)馬見ヶ崎川(白川ヲ含ム)  
 日向川 (支)赤川  
 押切川 羽黒川  
 和田川 誕生川  
 野川 朝日川  
 本澤川 高瀬川  
 日搭川 大旦川  
 赤井川 野尻川  
 銅山川 新田川  
 金山川 大澤川  
 濁澤川 角川  
 田澤川 梵字川  
 笹川 新井田川  
 温海川 小國川  
 横川 玉川  
 寒河江川 亂川  
 丹生川 八澤川  
 秋田縣——玉川 阿仁川

(支)須川  
 (小支)大山川  
 吉野川  
 大樽川  
 犬川  
 月布川  
 藏増川  
 富並川  
 絹田川  
 眞室川  
 泉田川  
 相澤川  
 八久和川  
 高瀬川  
 荒川  
 曲川  
 白水川  
 月光川  
 子吉川

(小支)宮川  
 (小々支)八澤川  
 屋代川  
 小樽川  
 廣河原川  
 藏王川  
 野川  
 臈氣川  
 白川  
 鹽根川  
 升形川  
 中ノ俣川  
 大鳥川  
 荒瀬川  
 金目川  
 松川  
 日向川  
 白川  
 成瀬川

福井縣——九頭龍川  
 笹ノ川  
 (同小々支)水海川  
 (同小々支)鞍谷川  
 (同)女神川  
 (同支)打波川  
 (北川支)南川

雄物川  
 成瀬川  
 玉川  
 淀川  
 米代川  
 小坂川  
 小猿部川  
 小又川  
 鮎川  
 白雪川  
 馬場目川

(支)眞名川  
 大聖寺川  
 (同)魚見川  
 (同小支)田倉川  
 (同小々支)清瀧川  
 (同小支)亥向谷川  
 (同小支)田村川

役内川 (横手川支)黒澤川  
 榎木内川  
 岩見川  
 熊澤川  
 長木川  
 藤琴川  
 小阿仁川  
 石澤川  
 (支)鳥越川  
 富津内川

高松川  
 丸子川  
 瀧尻川(田澤湖ヲ含ム)  
 大平川  
 大湯川  
 下内川  
 粕毛川  
 子吉川(鳥海川ヲ含ム)  
 芋川  
 (小支)岩股川  
 三種川

(支)竹田川  
 (九頭龍川小支)日野川  
 (同)東俣川  
 (同支)皿川  
 (同)赤根川  
 (同支)石徹白川  
 (同支)遠敷川

(小支)兵庫川  
 (同)足羽川  
 (同小支)淺水川  
 (同)瀧波川  
 (同小支)雲川  
 北川  
 (同)松永川



笹ノ川  
 (鱒川下流)浦見川  
 (同)早瀬川  
 (同)岩屋川  
 (同)部子川  
 (同)吉野瀬川  
 (同支)永平寺川  
 耳川  
 佐分利川  
 (同)片川  
 (同)小々々支  
 河和田川  
 (同)小々支)河濯川  
 (笹ノ川支)木芽川  
 鱒川  
 關屋川  
 (同)七瀬川  
 (日野川支)志津川  
 (九頭龍川小支)鹿蒜川  
 井ノ口川  
 石川縣——大聖寺川  
 動橋川  
 (支)直海谷川  
 (支)淺野川  
 寶達川  
 町野川  
 (犀川支)内川  
 富來川  
 町野川  
 手取川  
 犀川  
 津幡川  
 二宮川  
 (支)於古川  
 (同)長曾川  
 河原田川  
 富山縣——(小矢部川支)山田川  
 (井田川支)山田川  
 庄川  
 (同支川)高原川  
 (同支川)和田川  
 (神通川小支)野積川  
 (同支川)長棟川  
 (白岩川支川)大岩川  
 (早月川支川)小又川  
 若山川  
 熊木川  
 梯川  
 八箇川  
 大海川  
 大野川  
 (支)大日川  
 白岩川  
 (同支)上町川  
 八箇川  
 (羽咋川支)子浦川  
 小川  
 (同)小支)久婦須川  
 (同支川)熊野川

鳥取縣

(黒部川支川)高難川  
 早月川  
 (支)袋川  
 (支)私都川  
 (支)細見川  
 (支)北股川  
 河内川  
 (支)日置川  
 (支)三徳川  
 (支)北谷川  
 由良川  
 (支)矢管川  
 佐陀川  
 (支)法勝寺川  
 (支)石見川  
 法勝寺川上流  
 清水川  
 東長田川上流  
 (同支)ヤタゾ谷水流  
 片貝川  
 瀧生川  
 (同)大路川  
 (支)大江川  
 (支)春米川  
 (支)野坂川  
 (支)水谷川  
 東郷川  
 (支)加茂川  
 (支)志村川  
 加勢蛇川  
 甲川  
 (支)精進川  
 (支)野上川  
 陸上川  
 新見川  
 大江川  
 加茂川  
 小矢部川  
 (支)布施川  
 (支)小田川  
 (同)曳田川  
 (支)見規川  
 (支)佐治川  
 (支)有富川  
 (支)末用川  
 (支)川上川  
 (支)小鴨川  
 (支)矢送川  
 洗川  
 阿彌陀川  
 日野川  
 (支)坂井原川  
 長柄川  
 上地川  
 湖山川  
 上市川  
 黒部川  
 千代川  
 (支)八東川  
 (支)小畑川  
 (支)土師川  
 (支)砂見川  
 勝部川  
 (支)竹田川  
 (支)國府川  
 (支)瀧川  
 勝田川  
 (支)坊領川  
 (支)東長田川  
 (支)印賀川  
 飯戸川  
 黒川  
 千代川上流



島根縣

伯太川  
赤川  
高津川  
意字川  
伯太川  
大馬木川  
久野川  
波多川  
新内藤川  
銀山川  
福光川  
角谷川  
下府川  
矢原川  
津和野川  
白上川  
沖田川  
飯梨川  
大馬木川

飯梨川  
三刀屋川  
匹見川  
忌部川  
吉田川  
阿井川  
三刀屋川  
平田船川  
十間川  
三瓶川  
都治川  
濁川  
濱田川  
敬川  
吹野川  
八尾川  
朝酌川  
意字川  
阿井川

天神川  
神戶川  
吉賀川  
飯梨川  
斐伊川  
阿用川  
吉田川  
堀川  
田儀川  
湯里川  
出羽川  
八戸川  
周布川  
高津川  
匹見川  
横田後川  
劍先川  
佐陀川  
三刀屋川

五九〇  
佐陀川  
郷川  
講武川  
山佐川  
下横田川  
佐世川  
神戶川  
古内藤川  
静間川  
潮川  
早水川  
勝地川  
三隅川  
福川川  
紙祖川  
益田川  
伯太川  
斐伊川  
阿用川

岡山縣

神戸川  
新内藤川  
都治川  
濱田川  
高津川  
八尾川  
百間川  
鐵山川  
余川  
羽出川  
倭文川  
梶並川  
瀧山川  
熊谷川  
有漢川  
美山川  
伊里川  
千田川  
里見川

平田船川  
静間川  
田羽川  
周布川  
津和野川  
笹ヶ瀬川  
新庄川  
備中川  
香々美川  
宮川  
瀧川  
金剛川  
西川  
領家川  
星田川  
砂川(備前)  
千町川  
倉安川

堀川  
三瓶川  
濁川  
三隅川  
西見川  
足守川  
月田川  
誕生寺川  
久米川  
倉見川  
山家川  
八塔寺川  
本郷川  
横谷川  
稻木川  
倉敷川  
千町西川  
今立川

古内藤川  
郷川(一名江川)  
八戸川  
益田川  
横田後川  
下和川  
目木川  
字甘川  
皿川  
廣戸川  
河會川  
日笠川  
小坂部川  
新本川  
砂川  
吉岡川  
六間川  
高屋川



廣島縣

旭川 吉井川 加茂川 吉野川  
 高梁川 成羽川 小田川 笹ヶ瀬川  
 足守川 神田川 三篠川 可愛川  
 太田川 西城川 廣大川 廣東川  
 馬洗川 梨和川 佛通寺川 瀬戸川  
 沼田川 八幡川 石内川 瀨戸川  
 木野川 (木野川支)七瀬川 (同)市野川 (同)玖島川  
 岡野下川 (小々支)大暮川 (同)大佐川 (支)水内川  
 (同)瀧山川 (同)鈴張川 (同)大毛寺川 (支)水内川  
 (同)西宗川 (同)南原川 (同)關川 (同)根ノ谷川  
 (小々支)桐原川 (同)南原川 (同)山本川 (同)河津川  
 (太田川派、山手川支)安川 (支)熊野川 (支)府中大川  
 (同)三迫川 矢野川 總頭川 (同)畑賀川  
 (黒瀬川支)中川 三津大川 賀茂川 二河川  
 (同)椋梨川 (小々支)徳良川 (支)菅川 (沼田川支)入野川  
 (支)本谷川 (同)天井川 (小々支)生田川 (小々支)尾原川  
 栗原川 藤井川 本郷川 和久原川  
 山南川 蘆田川 (支)手綱川 羽原川 (同)山田川

山口縣

(同)矢多田川 (同)宇津戸川 (同)阿字川 御調川  
 (小々支)山田川 (同)大塔川 (同)砂川 (同)神谷川  
 (同)有地川 (同)服部川 (同)高屋川 (小々支)竹田川  
 (同)堂々川 (小々支)深水川 (小々支)貝谷川 (小々支)箱田川  
 (同)今信川 (同)天井川 (同)加茂川 (同)河手川  
 (同)猪ノ子川 (同)小田川 小田川 東城川  
 (支)帝釋川 (小々支)高光川 (同)福升川 (可愛川支)志路原川  
 (小々支)冠川 (支)出原川 (同)簸ノ川 (同)多治比川  
 (同)戸島川 (可愛川支)本村川 (同)大土川 (同)板木川  
 (小々支)上下川 (小々支)田總川 (同)本村川 (小々支)美波良川  
 (小々支)吉原川 (同)飯田川 (小々支)國兼川 (小々支)比和川  
 (支)神ノ瀬川 (小々支)布野川 (支)生田川 (同)長瀬川  
 (同)作木川 木野川 太田川 (支)三篠川  
 黒瀬川 沼田川 (支)梨和川 (同)佛通寺川  
 (蘆田川支)瀬戸川 可愛川 (支)馬洗川 (小々支)西城川  
 小瀬川 錦川 厚東川 (錦川派川)門前川 島田川  
 樫野川 厚東川 (同)新川 厚狭川 木屋川  
 松本川 (松本川派川)橋本川 (同)新川 大井川  
 田万川 錦川 (錦川支)御庄川 由宇川



島田川 (島田川支)東川 田布施川  
 末武川 富田川 夜市川  
 (佐波川支)島地川 樵野川 (樵野川支)仁保川  
 (同小支)問田川 厚東川 (厚東川支)大田川  
 厚狭川 木屋川 (木屋川支)田部川  
 綾羅木川 三隅川 深川川  
 松本川 郷川 屋代川  
 和歌山縣—紀ノ川 貴志川 和歌川  
 日高川 切目川 南部川  
 會津川 富田川 日置川  
 (吉野川派)今切川 (吉野川支)鮎喰川 (同支)宮河内谷川  
 (勝浦川派)大松川 那賀川 (吉野川支)祖谷川  
 (同)高瀬谷川 (同)貞光川 (同)野村谷川  
 (同)穴吹川 (同)曾江谷川 (同)伊澤谷川  
 (同)板東谷川 (同)鮎喰川 (吉野川派)新町川  
 (支)旭谷川 (幹川)那賀川 (支)坂洲木頭川  
 關瀬川 海部川 穴喰川  
 (同)伊豫川 (中野川派)中島川 (同)日開谷川  
 (同)片川 (同)切谷川 (同)松尾川  
 德島縣 (吉野川派)大松川 (同支)宮河内谷川  
 (勝浦川派)大松川 (吉野川支)祖谷川  
 (同)高瀬谷川 (同)貞光川 (同)野村谷川  
 (同)穴吹川 (同)曾江谷川 (同)伊澤谷川  
 (同)板東谷川 (同)鮎喰川 (吉野川派)新町川  
 (支)旭谷川 (幹川)那賀川 (支)坂洲木頭川  
 關瀬川 海部川 穴喰川  
 (同)伊豫川 (中野川派)中島川 (同)日開谷川  
 (同)片川 (同)切谷川 (同)松尾川

香川縣—土器川

綾川

湊川

本津川

高瀬川

關川

重信川

(銅山川小支)七番川

(同)大野谷川

(同)本谷川

(支)室川

(支)東ノ谷川

(支)猪狩川

(幹川)大明神川

(支)木地川

(幹川)種川

(幹川)河野川

(幹川)久万川

(那賀川小支)澤谷川

香東川

鳴部川

與田川

大東川

柞田川

國領川

石手川

(同)暗リ谷川

(幹川)關川

尻無川

(幹川)加茂川

(支)谷川

(支)小松川

(幹川)北川

(幹川)淺川

(幹川)菊間川

(幹川)栗井川

(幹川)重信川

野根川

財田川

馬宿川

新川

金倉川

傳法川

加茂川

金生川

(同)新山谷川

(幹川)足谷川

(幹川)東川

(支)御燈谷川

(小支)吉井川

(支)關屋川

(幹川)頓田川

(幹川)品部川

(幹川)舩大川

(幹川)權現川

(支)石手川

津田川

小海川

(新川支)吉田川

弘田川

中山川

(吉野川支)銅山川

(同)日浦谷川

(支)小女郎川

(幹川)渦井川

(支)名古瀬谷川

(幹川)中山川

(支)新川

(幹川)蒼社川

(幹川)山之内川

(幹川)立岩川

(幹川)大川

(支)小野川

愛媛縣—關川

重信川

(銅山川小支)七番川

(同)大野谷川

(同)本谷川

(支)室川

(支)東ノ谷川

(支)猪狩川

(幹川)大明神川

(支)木地川

(幹川)種川

(幹川)河野川

(幹川)久万川

(那賀川小支)澤谷川

香東川

鳴部川

與田川

大東川

柞田川

國領川

石手川

(同)暗リ谷川

(幹川)關川

尻無川

(幹川)加茂川

(支)谷川

(支)小松川

(幹川)北川

(幹川)淺川

(幹川)菊間川

(幹川)栗井川

(幹川)重信川

野根川

財田川

馬宿川

新川

金倉川

傳法川

加茂川

金生川

(同)新山谷川

(幹川)足谷川

(幹川)東川

(支)御燈谷川

(小支)吉井川

(支)關屋川

(幹川)頓田川

(幹川)品部川

(幹川)舩大川

(幹川)權現川

(支)石手川

津田川

小海川

(新川支)吉田川

弘田川

中山川

(吉野川支)銅山川

(同)日浦谷川

(支)小女郎川

(幹川)渦井川

(支)名古瀬谷川

(幹川)中山川

(支)新川

(幹川)蒼社川

(幹川)山之内川

(幹川)立岩川

(幹川)大川

(支)小野川



高知縣——  
 渡川 (支)内川  
 伊尾木川 (支)矢取川  
 國分川 (肱川支)中山川  
 新莊川 (支)割石川  
 西ノ川 (肱川支)小田川  
 岩井谷川 (支)久米川  
 (鏡川支)吉原川 (支)岩瀨川  
 (支)大宿川  
 (支)須賀川  
 (支)增穂川  
 (支)元越川  
 (幹川)僧都川  
 (支)表川  
 (幹川)大谷川  
 (小支)栗田川  
 (支)黒川  
 (小支)田渡川  
 (幹川)黒瀨川  
 (幹川)千丈川  
 (支)三間川  
 (支)光満川  
 (幹川)芳原川  
 (支)祓川  
 (支)長月川  
 仁淀川  
 安藝川  
 鏡川  
 松田川  
 (奈半利川支)西谷川  
 夜須川  
 (仁淀川支)勝賀瀨川  
 (小支)御坂川  
 (幹川)森川  
 (小支)玉谷川  
 (小支)高野川  
 (支)船戸川  
 (幹川)肱川  
 (支)五反田川  
 (小支)奈良川  
 (幹川)來村川  
 (支)保場川  
 (幹川)増田川  
 奈半利川  
 (同支)尾川川  
 下田川  
 野根川  
 名村川  
 (物部川支)河内川  
 (同小支)三ッ内谷川  
 (支)砥部川  
 (幹川)上灘川  
 (幹川)面河川  
 (小支)名荷谷川  
 (支)矢落川  
 (幹川)宇和川  
 (幹川)廣見川  
 (幹川)立間川  
 (幹川)岩松川  
 (幹川)横川  
 (幹川)惣川  
 安田川  
 物部川  
 吉野川  
 佐喜濱川  
 (安藝川支)大野川  
 (同)上韭生川  
 (同支)上八川川

福岡縣——  
 山國川 (同小支)枝川川  
 (支)西川 (同小支)北川  
 (支)佐田川 (渡川支)岩田川  
 (派)堀川 (同)橋原川  
 瑞梅寺川 (同)三崎川  
 釣川 (伊與野川)  
 (同)香宗川  
 (渡川支)山田川  
 (同)檜ノ川川  
 (同小支)南大王川  
 (同)大森川  
 羽根川  
 宗呂川  
 御笠川  
 今川  
 (支)寶満川  
 (派)江川  
 多々良川  
 八木山川  
 (同)坂折川  
 (同支)岩屋川  
 (同)内川川  
 (同)四万川  
 福良川  
 (仁淀川支)波介川  
 (國分川上流)新改川  
 (同小支)相川川  
 (同)奥大田川  
 (同)瀬戸川  
 (同小支)中ノ川川  
 (同小支)東又川  
 那珂川  
 紫川  
 (支)太刀洗川  
 (支)佐賀江川  
 宇美川  
 内住川  
 (同支)土居川  
 櫻川  
 (同)吉野川  
 益野川  
 (福良川支)添ノ川  
 (同)永野川  
 伊與木川  
 (同支)汗見川  
 (同)南小川  
 (同)大北川  
 (渡川支)後川  
 下ノ加江川  
 室見川  
 (支)巨瀨川  
 (支)小石原川  
 (支)城原川  
 西郷川  
 岩丸川  
 五九七



城井川 廣川 雷山川 極樂寺川 金邊川 庄内川 猪野川 笹尾川 草場川 荷原川 花宗川 隈川 長溝川 江尻川 曲川 汐井川 山田川 尺岳川 遠賀川  
 佐井川 星野川 犬根川 樋井川 長狹川 桂川 山田川 福地川 山家川 梶原川 鹽塚川 白銀川 井尻川 東友枝川 割子川 一貴山川 山口川 近津川 穗波川  
 祓川 鼓川 長野川 板堰川 小波瀨川 泉河内川 樽見川 建花寺川 二又川 金屑川 二ッ川 堂面川 喜多良川 岩岳川 金山川 祕川 井野川 犬鳴川 佐田川  
 五九八 山ノ井川 須惠川 眞如寺川 山口川 千手川 高良川 黒丸川 赤谷川 曾根田川 川原川 楠田川 大牟田川 高屋川 黒川 櫻井川 大根川 谷山川 西川 小石原川

大分縣

那珂川 巨瀨川 金丸川 飯江川 安宅川 白川 大野川  
 (派)山國川 (支)久留須川 (筑後川小支) 大山川 (同)花月川 伊呂波川 (寄藻川支)向野川 安岐川 朝見川 (同)阿蘇野川 (同)野津川 (同)緒方川 白杵川  
 御笠川 隈上川 太刀洗川 諏訪川 今川 角田川 驛館川 三隈川(筑後川) (派)中川 (同)杖立川 (同小支)有田川 (津房川支)深見川 桂川 八坂川 祓川 (同)芹川 (同)平井川 (同)奥嶽川 青江川  
 寶滿川 古川 陣屋川 中元寺川 紫川 中川 (驛館川上流)津房川 (支)玖珠川 (派)中江川 (同)津江川 (山國川支)山移川 (驛館川支)惠良川 (桂川支)都甲川 (八坂川支)立石川 大分川 (大野川支)柴北川 (同)稻葉川 丹生川 (番匠川支)井崎川  
 室見川 上津荒木川 矢部川 彦山川 竹馬川 友枝川 山國川 番匠川 (支)堅田川 (三隈川支)大肥川 (同)小支)大越川 末廣川 (同)玉來川 境川 (大分川支)小狹間川  
 五九九



佐賀縣——(筑後川支)得川

嘉瀬川 (同支)田手川  
 松浦川 六角川  
 城原川(黑津江ヲ含ム) 嘉瀬川  
 本庄江 本庄川  
 東平川 西平川  
 秋光川 (東秋光川ヲ含ム) 大木川  
 安良川 沼川  
 切通川 開平江  
 六角川(赤坂入江、燒米入江、藏堂入江ヲ含ム) 晴氣川  
 今出川 高橋川  
 武雄川 宇木川  
 半田川 板治川  
 行合野川 井手口川  
 平山川 狩立川  
 鳥海川 有浦川  
 小川佐志川 志佐川  
 有田川 入江川  
 鹽田川

(筑後川支)城原川  
 (六角川支)牛津川  
 巨勢川  
 多布施川  
 天祐寺川  
 田手川  
 山下川  
 江見江  
 中津江  
 牛津川  
 牛津江  
 松浦川  
 德須惠川  
 伊岐佐川  
 黑尾岳川  
 玉島川  
 座川  
 佐代川  
 吉田川

(同派)佐賀江川  
 鹽田川  
 德永川  
 八田江  
 祇園川  
 井柳川  
 轟木川  
 寒水川  
 福所江  
 中通川  
 潮見川  
 (大目川、生見川ヲ含ム)  
 町田川  
 田中川  
 嚴木川  
 川古川  
 横田川  
 伊萬里川(又川ヲ含ム)  
 廻リ江  
 岩屋川内川

六〇〇

熊本縣——(菊池川支)迫間川

鹿島川 黒川  
 濱川 多良川  
 浦川内川 左伊岐佐川  
 吉野川 木庭川  
 天川 嚴木川  
 綠川 (同)合志川  
 砂川 (支)御船川  
 (同)筒川 氷川  
 (同)八勢川 (同)内大臣川  
 (同)小川 (同)木山川  
 (同)油谷川 (同)湯山川  
 (白川支川)黒川 (同)深水川  
 (支)湯田川 (菊池川支川)岩野川  
 (同)白水川 (球磨川支川)鳩胸川  
 (支)旅草川 (同)白水瀧川  
 (小々支)津江川 (綠川小支)赤井川  
 (同)中原川 (同)岐川  
 關川 (同)志賀瀨川  
 大宮地川

中川  
 糸岐川  
 杏子川  
 天河川  
 嘉瀬川  
 白川  
 (同)加勢川  
 球磨川  
 (同)笹原川  
 (同)千瀧川  
 (同)胸川  
 (同)河俣川  
 (同)内田川  
 (同)免田川  
 (幹川)五箇所川  
 (小々支)尾形川  
 (同)北里川  
 湯浦川  
 一町田川

石木津川  
 蛤岳水路  
 淨源寺川  
 倉谷川  
 鹿城川  
 坪井川  
 (同)濱戸川  
 (綠川支)津留川  
 (同)大矢川  
 (球磨川支川)川邊川  
 (同)葛江川  
 (砂川派川)八枚戸川  
 (幹川)水俣川  
 (同)山田川  
 (支)川走川  
 (筑後川小支)杖立川  
 (同)樺木川  
 佐敷川  
 下津深江川

六〇一



- (緑川支)天明新川
- (黒川支)東岳川
- (和仁川支)十町川
- (菊池川支)木葉川
- 河内川
- (黒川支)宮川
- 大淀川
- (支)安永川
- (小支)丸谷川
- (支)浦ノ名川
- (小々支)三名川
- 廣渡川
- 福島川
- (支)小川川
- 小丸川
- (支)七ッ山川
- 五十鈴川
- (支)北川
- (支)祝子川
- 水無川
- (同)西岳川
- (菊池川支)江田川
- (内田川支)木野川
- 内野川
- 二見川
- (支)萩原川
- (支)東嶽川
- (支)岩瀬川
- (小支)綾南川
- 清武川
- (支)黒仁田川
- (支)大平川
- (支)銀鏡川
- (支)渡川
- (支)柳原川
- 五ヶ瀬川
- (小支)小川
- (派)大瀬川
- 大野川
- (笹原川支)五老ヶ瀧川(菊池川支)和仁川
- (同)繁根木川
- 廣瀬川
- (湯ノ浦川支)米田川
- (二見川支)下大野川
- (支)横市川
- (小支)花ノ木川
- (小支)石氷川
- (小支)綾北川
- (支)加江田川
- (支)猪ノ八重川
- 一ッ瀬川
- (支)三財川
- (支)切原川
- (支)十根川
- (支)日影川
- (小々支)鏡川
- 川内川
- (球磨川支)百濟來川
- (菊池川支)和仁川
- 榮切川
- 龜川
- (木葉川派)寺田川
- 黒川
- (支)沖水川
- (支)高崎川
- (小支)辻ノ堂川
- (小支)深年川
- 内海川
- (支)酒谷川
- (支)板谷川
- (小支)三納川
- 耳川
- (支)坪谷川
- (支)綱ノ瀬川
- (小々支)下塚川
- (支)池島川

宮崎縣

鹿兒島縣

- (支)長江川
- (支)三ヶ所川
- (同)曾木川
- 石並川
- (石崎川支)新名爪川
- 細田川
- 甲突川
- 萬之瀬川
- 新川(上流金山川)
- 別府川(上流蒲生川及渡郷川)
- (米之津川支)平良川
- (菱田川小支)月野川
- 野田川
- 網掛川
- (川内川支)羽月川
- (同小支)市比野川
- 突浪川
- 名貫川
- (大淀川支)新別府川
- (耳川支)小崎川
- (清武川支)水無川
- (細田川支)南郷川
- 川内川
- 上流廣瀬川
- (新川支)尾籠川
- 雄川
- (同支)前川
- 高尾野川
- 檢校川
- (同小支)市山川
- (同支)久富木川
- (支)國場川
- 五ヶ瀬川
- (五箇瀬川支)追川
- (同小支)細目川
- (同)不土野川
- (同)井倉川
- 瀧上川
- 肝屬川
- (萬之瀬川支)
- 加世田川
- (別府川支)山田川
- 菱田川
- 安樂川
- 高松川
- 大淀川
- (川内川支)平佐川
- 穴川
- (支)饒波川
- (支)走川
- (同)日向川
- (同)千足川
- 石崎川
- 本城川
- (支)高隈川
- (同)堀川
- (同支)霧島川
- 米之津川(上流廣瀬川)
- (菱田川支)大島川(上流瀬戸間伏川、平房川)
- 持留川
- 思川
- (大淀川支)横市川
- (川内川支)入來川(樋脇川上流)
- 永田川
- (派)久茂地川

沖繩縣

備考

區域以下略ス



河川行政監督令

(大正十五年八月二十七日 勅令第二九〇號)

第一條 河川法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村、市町村組合、町村組合又ハ水利組合ノ行政廳ニ於テ執行スル河川行政及府縣知事ノ命シ又ハ許可シタル事項ニ關シテハ第一次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ內務大臣之ヲ監督ス

第二條 左ニ掲クル事項竝ニ其ノ變更、停止及廢止ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

一 河川ノ區域、河川ノ支川及派川竝ニ河川ノ附屬物ノ認定

二 河川(支川及派川ヲ含ム)又ハ河川ノ附屬物ノ全部又ハ一部ニ付大體ニ渉ル一定ノ計畫ニ基ク改良工事及河川又ハ河川ノ水量ニ著シキ影響ヲ及ホスノ虞アル工事ノ計畫竝ニ施行

三 河川法第十七條及第十八條ノ規定ニ依ル許可ニシテ河川又ハ河川ノ水量ニ著シキ影響ヲ及ホスノ虞アルモノ

四 河川法第二十條ノ規定ニ依ル處分ニシテ內務大臣ノ認可ヲ經テ許可シタル事項ニ關スルモノ

五 河川法第二十九條ノ費用ニシテ河川法第八條第一項又ハ本條第一項第二號ノ工事ニ關スルモノノ負擔方法

六 河川法第三十二條第一項ノ費用ニシテ國ニ於テ施行スル工事ニ原因スルモノノ負擔方法

七 河川法第四十二條ノ規定ニ依ル使用料又ハ占用料ノ徵收ニシテ發電ノ爲ニスル河川使用ニ關スルモノノ前項第二號及第三號ノ範圍ハ內務大臣之ヲ定ム

第三條 河川法第二十二條及第四十六條第一項ノ規定ニ依ル下級行政廳ノ處分竝ニ其ノ變更、停止及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第四條 本令ニ依リ認可ヲ要スル事項ニ付テハ內務大臣ノ定ムル所ニ依リ輕易ナル事項ニ限り認可ヲ受ケシメサルコトヲ得

河川行政監督令第二條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ要スルモノノ範圍ニ關スル件 (大正十五年八月二十七日 內務省令第四三號)

第一條 左ニ掲クル事項竝ニ其ノ變更、停止及廢止ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス但シ些小ナル變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 河川法第十七條ノ工作物ニ關スル工事ノ許可ニシテ左ニ掲クルモノ但シ河川法準用河川(水流水面ヲ含ム以下同シ)ニ付テハ第三號ニ該當スル事項ニ限ル

(一) 橋梁ノ新設及其ノ改築工事ニシテ徑間、最大高水位ヨリ桁下端迄ノ空間隔又ハ流水斷面積ヲ縮小スルモノ

(二) 河川又ハ其ノ附屬物ノ敷地内ニ於ケル家屋其ノ他ノ建物、電柱、鐵塔ノ築設及電纜、瓦斯管、水道管等ノ埋設

(三) 流水ヲ停滯セシメ若ハ引用シ又ハ河川ニ注水スル爲ニ施設スル工作物ノ新築、改築又ハ除却ニシテ河川又ハ河川ノ水量ニ著シキ影響ヲ及ホスノ虞アルモノ

(四) 閘門、水門、樋門、陸閘其ノ他之ニ類スルモノノ新設

(五) 其ノ他河川又ハ河川ノ水量ニ著シキ影響ヲ及ホスノ虞アル工事



1 河川法施行河川又ハ其ノ流域ニ屬スル河川法準用河川ニ付理論馬力百馬力以上ノ水力發生ノ爲ニスルモノ

2 前號以外ノ河川法準用河川ニ付理論馬力一千馬力以上ノ水力發生ノ爲ニスルモノ及理論馬力百馬力以上ノ水力發生ノ爲ニスルモノニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノ

イ 掘鑿土砂二千坪以上ノモノ

ロ 貯水ヲ爲シ又ハ主トシテ落差ヲ得ル目的ヲ以テ堰堤ヲ築造スルモノ

ハ 甲河川ヨリ引水シ乙河川ニ放水スルモノニシテ治水ノ上利害關係ノ著シキモノ

ニ 堰堤以外ニ於テ舟筏ノ通航、木材ノ流下若ハ魚族ノ遡上ニ關シ特別ノ施設ヲ爲スモノ

ホ 灌溉其ノ他ノ水利事業ニ著シク障害ヲ及ホスノ虞アルモノ

(二) 其ノ他河川又ハ河川ノ水量ニ著シキ影響ヲ及ホスノ虞アルモノ

第二條 河川ニ關スル工事、河川法第十七條ノ工作物ニ關スル工事又ハ同法第十八條ニ依ル流水ノ占用ニシテ對岸他府縣ニ屬シ又ハ上流若ハ下流他府縣ニ連接スル場所ニ係ルモノ及他府縣ニ影響ヲ及ホスノ虞アルモノニ付テハ關係府縣知事ニ協議ヲ爲スヘシ

前項ノ協議調ハサルモノハ前條ニ拘ラス内務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

### 資源調査法

(昭和四年四月十二日法律第五三號)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之

ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命スルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 當該官吏又ハ吏員ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要

ナル資源調査ノ爲必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ

又ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

第三條 工業的發明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ祕密ニ屬スル事項又ハ設備ニ

シテ命令ニ定ムルモノニ付テハ第一條ノ報告若ハ實地申告ヲ命シ又ハ前條ノ規

定ニ依リ検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコト

ヲ得ス

第四條 第一條ノ規定ニ依リ報告又ハ實地申告ヲ命セラレタル者營業ニ關シ成年

者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ

ハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締

役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ於テ報告又ハ實



地申告ヲ爲スノ義務ヲ有ス

**第五條** 第一條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サス又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

**第六條** 第二條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サス若ハ虚偽ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

**第七條** 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同シ

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同シ

**附則**

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和四年十一月二十日勅令第三二六號ヲ以テ同年十二月一日ヨリ施行)

**資源調査令**

(昭和四年十一月二十日勅令第三二九號) 正改(昭和五年十一月勅令第二二四號)

**第一條** 内閣總理大臣ハ資源調査法ノ施行ヲ統轄ス

**第二條** 各省大臣資源調査法第一條第二項ノ命令ヲ發セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スヘシ

**第三條** 各省大臣ハ別表ノ定ムル所ニ依リ定期ニ人的及物の資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査ヲ行ヒ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

**第四條** 各省大臣前條ノ資源調査ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ關係各廳ニ對シ調査報告ヲ求ムルコトヲ得

**第五條** 各省大臣第三條ノ資源調査ヲ行フニ付第二條ノ規定ニ依ル命令ニ依ラスシテ必要ナル資料ヲ整備セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スヘシ

**第六條** 内閣總理大臣人的及物の資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ付必要アリト認ムルトキハ第三條ニ規定スルモノノ外臨時ニ關係各廳ニ對シ資源ノ調査報告ヲ求ムルコトヲ得

**第七條** 資源調査法第二條ノ證票ハ別記様式ニ依リ資源局ニ於テ之ヲ交付ス

**第八條** 工業的發明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ祕密ニ屬スル事項又ハ設備ニシテ資源調査法第三條ノ規定ノ適用ヲ受クヘキモノニ付テハ主務大臣之ヲ指定ス



主務大臣前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スヘシ

**第九條** 本令中各省大臣又ハ主務大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ關東長官、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ

**附則**

本令ハ昭和四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス  
軍需調査令ハ之ヲ廢止ス

(別表及別記様式省略)

**資源調査令別表ニ基ク港灣指定ノ件**

(昭和四年十一月二十日  
内閣告示第五號)

資源調査令別表ノ定ムル所ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

**第一 港灣**

**一 北海道**

稚内、遠別、苫前、留萌、石狩、小樽、岩内、函館、室蘭、釧路、厚岸、根室、網走

**二 本州**

青森、船川、土崎、新潟、伏木、七尾、敦賀、小濱、舞鶴、宮津、境、濱田、下關、宇部、三田尻、室積、宇品、竹原、三原、糸崎、尾道、鞆、玉島、日比、宇野、牛窓、明石、洲本、神戸、大阪、堺、串本、鳥羽、四日市、名古屋、清水、二見、横濱、東京、鹽竈、石巻、釜石

**三四 國**

高松、坂出、丸龜、多度津、詫間、川之江、新居濱、今治、高濱、三津濱、八幡濱、宇和島、須崎、

浦戸、小松島

**四 九州及沖繩縣**

門司、八幡、若松、博多、唐津、伊萬里、郷ノ浦、勝本、嚴原、平戸、長崎、島原、三池、大牟田、三角、本渡、鹿兒島、名瀬、古仁屋、平良、與那原、那覇、船浮、細島、白杵、佐賀關、大分、別府、中津

**港灣資源調査規則**

(昭和四年十一月三十日  
内務省令第四一號)

改(昭和五年一月内務省令第一號)  
正(同 七年十二月同 第四九號)

**第一條** 資源調査法ニ依ル港灣ニ關スル資源調査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

**第二條** 別表甲號ニ掲クル港灣ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル設備ヲ經營スル個人又ハ法人ハ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ別記様式第一號ノ定ムル所ニ依リ報告書ヲ作製シ翌年三月末日迄ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

**一** 防波堤、防砂堤及導水堤

**二** 繫船岸壁、棧橋、浮棧橋及物揚場

**三** 上屋及倉庫

**四** 貯炭場及貯木場



- 五 危險物置場
  - 六 野積場其ノ他ノ空地
  - 七 石炭及石油ノ積込設備並給水及給氷設備
  - 八 繫船浮標
  - 九 乾船渠、浮船渠及般架
  - 十 臨港鐵道
  - 十一 運河其他ノ水路
  - 十二 小船船溜
  - 十三 通船
  - 十四 水門又ハ閘門
- 第三條 地方長官ハ前條ノ報告書、實地調査又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ別表甲號ニ掲クル港灣ニ關シ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ別記様式第一號ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲クル事項ニ付調査書四通ヲ作製シ翌年五月末日迄ニ内務大臣ニ提出スヘシ
- 一 前條各號ニ掲クル事項
  - 二 通信及信號ノ機關

- 三 水面積
  - 四 底質
  - 五 潮差
  - 六 潮流
  - 七 氣象
  - 八 荷役能力
  - 九 回漕業者
  - 十 船用品販賣業者
  - 十一 海事關係官公署
  - 十二 港灣全圖
  - 十三 港則
- 第四條 地方長官ハ別表甲號及乙號ニ掲クル港灣ニ關シ左ノ各號ニ掲クル事項ニ付毎年別記様式第二號ノ定ムル所ニ依リ調査書ヲ作製シ別表甲號ニ掲クル港灣ニ在リテハ翌年五月末日迄ニ、別表乙號ニ掲クル港灣ニ在リテハ翌年三月末日迄ニ之ヲ内務大臣ニ提出スヘシ
- 一 入港船舶



二 乘降船客  
三 移出入貨物

附則

本令ハ昭和四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

甲號

東京府	東京港	二見港
京都府	舞鶴港	宮津港
大阪府	大阪港	堺港
神奈川縣	横濱港	
兵庫縣	神戸港	明石港
長崎縣	長崎港	嚴原港
新潟縣	新潟港	島原港
三重縣	四日市港	平戶港
愛知縣	名古屋港	鳥羽港
靜岡縣	清水港	
宮城縣	鹽釜港	石卷港
福島縣	小名濱港	
		洲本港
		勝不港

岩手縣	宮古港	釜石港
青森縣	青森港	
山形縣	酒田港	
秋田縣	土崎港	船川港
福井縣	敦賀港	小濱港
石川縣	七尾港	
富山縣	伏木港	
鳥取縣	境港	
島根縣	濱田港	
岡山縣	玉島港	宇野港
廣島縣	尾道港	廣島港
山口縣	下關港	糸崎港
和歌山縣	串本港	竹原港
德島縣	小松島港	室積港
香川縣	高松港	牛窓港
愛媛縣	今治港	日比港
高知縣	浦戶港	八幡濱港
福岡縣	門司港	三津濱港
大分縣	大分港	高濱港
		川之江港
		新居濱港
		多度津港
		坂出港
		丸龜港
		詫間港
		須崎港
		博多港
		三池港
		大牟田港
		若松港
		博多港
		三池港
		大牟田港
		佐賀關港
		別府港
		中津港







德島縣	德島港	撫養港
香川縣	坂手港	觀音寺港
愛媛縣	長濱港	三島港
高知縣	室津港	片島港
福岡縣	小倉港	若津港
大分縣	佐伯港	宇島港
佐賀縣	住ノ江港	諸富港
熊本縣	百貫港	八代港
宮崎縣	内海港	油津港
鹿兒島縣	古江港	串木野港
沖繩縣	漲水港	石垣港
北海道	廣尾港	壽都港
	浦河港	天賣港
	余市港	紋別港
	江差港	杵崎港
	沓形港	西之表港
	增毛港	米ノ津港
		山川港

(別記)

樣式第一號 一 防波堤、防砂堤及導水堤

名稱	經營者	延長	樣式	構造	摘要
東防波堤	内務省	一、六三一・〇米	直立堤	砂礫土ニ函塊据付	

北防波堤	神奈川縣	一、二一六・〇	捨石堤	粗石下方塊	
波除堤	三菱造船所	二〇〇・〇	直立堤	捨石上ニ函塊据付	
小防波堤	内務省	一〇九・〇	混成堤	捨石上ニ方塊据付	
船溜防波堤	神奈川縣	七八・二	同	捨石上ニ表面石積内部混凝土	
防砂堤	横濱市	一五・〇	同	捨石上ニ石積	
導水堤	同	二〇〇・〇	捨石堤	粗石	

備考

直立堤、捨石堤、混成堤等ノ別及主體ノ用材(函塊、方塊、粗石等)ヲ記載スヘシ

二 繫船岸壁、棧橋、浮棧橋及物揚場 (1) 繫船岸壁

名稱	經營者	延長	水深	構造	耐重	附屬起重機其他揚貨設備	摘要
一號岸壁	内務省	九七米	六・〇米	方塊積	五噸	有	機能力ハ起重
二號岸壁	同	一一〇	七・三	函塊据付	五	有	ハシ其力ヲ表
三號岸壁	大藏省	一四三	八・五	無底函	三	有	ノ場合ハ十力



東神岸壁 東神倉庫	六號岸壁 神奈川縣	五號岸壁 橫濱市	四號岸壁 內務省
八〇	一五八	一五八	一〇八
九・一鐵矢板	八・五方塊積	八・五同	一〇・三函塊
二	二	二	二
有	無	有	無
起浮 重動 機式	起移 重動 機式	起移 重動 機式	ホイ スト 式
三・〇電氣	一	三・五蒸氣	一・〇同
一	二	一	一

備考

本船ヲ横付スルモノヲ繫船岸壁トス水深ハ朔望平均干潮面ニ依リ記載スヘシ  
構造ハ主要用材(函塊、方塊、石材、鐵矢板等)ヲ記載スヘシ

(口) 棧橋及浮棧橋

名稱	經營者	種類	長	幅	水深	構造	耐重 力	一平方 米上ノ 照明裝 置ノ有 無	附屬起 重機其 他揚貨 設備	摘 要
吉田棧橋	內務省	びや 式	三四〇 米	四〇 米	一〇・六 米	鐵筋混 凝土柱	二・五 噸	有	定置式 移動式	機能力 ハ起重 機ニテ ハハシ テ表シ テ
浮棧橋	神奈川縣		三〇一 〇		四・五 鐵製	一・五 噸	有	浮動式 定置式	ハシ 合ハ テ表 シ	機能力 ハ起重 機ニテ ハハシ テ表シ テ
和田棧橋	東神倉庫	橫棧橋	二〇〇 三〇		八・五 鐵柱	〇・八 噸	有	定置式	一・〇 蒸氣	機能力 ハ起重 機ニテ ハハシ テ表シ テ
內航棧橋	橫濱市	びや 式	一〇〇 二〇		五・八 木材	〇・五 噸	無	無	一・五 電氣	機能力 ハ起重 機ニテ ハハシ テ表シ テ

備考

水深ハ朔望平均干潮面ニ依リ記載スヘシ  
構造ハ主要用材(鐵柱、混凝土柱、木材等)ヲ記載スヘシ  
長サハびや式ノモノニ於テハ其ノ突出長サヲ取り又橫棧橋式ノモノニ於テハ其ノ水接線ノ延長ヲ記  
入スヘシ

(ハ) 物揚場

名稱	經營者	延長	水深	構造	主材	照明 裝置 有無	種類	能力	動力	筒數	摘 要
山內町 物揚場	內務省	五四 四米	二・八 米	直立	鐵矢板	有	定置式	一・五 電氣		一	機能力 ハ起重 機ニテ ハハシ テ表シ テ
表高島町 物揚場	大藏省	四〇 四	一・五 斜	面方塊	有	無					機能力 ハ起重 機ニテ ハハシ テ表シ テ
稅止關 物揚場	神奈川縣	一六 六	二・五 同	石	材	有	ベルト・ コ	二五〇 蒸氣		一	機能力 ハ起重 機ニテ ハハシ テ表シ テ
東神倉庫 物揚場	東神倉庫 株式會社	三〇 五	二・七 階	段	同	有	移動式	二・〇 同		一	機能力 ハ起重 機ニテ ハハシ テ表シ テ
橋本町 物揚場	橫濱市	六〇 八	二・五 斜	面方塊	有	有					機能力 ハ起重 機ニテ ハハシ テ表シ テ

備考

舢舨、帆船、漁船其ノ他ノ小船ヲ横付スルモノヲ物揚場トス  
水深ハ朔望平均干潮面ニ依リ記載スヘシ  
構造ハ主要用材(方塊、石材、鐵矢板、木材等)ヲ記載スヘシ



(二) 繫船岸壁、棧橋、浮棧橋及物揚場用地内ノ上屋及倉庫

名稱	經營者	構造	上		倉		庫	摘要
			種別	棟數	總面積	種別		
一號岸壁	內務省	鐵製保稅	二	三〇〇 <small>平方米</small>	保稅	一	四、八〇〇 <small>平方米</small>	總面積ハ延坪數ヲ平方メートルニテ表ハセルモノヲ記入スヘシ
同	同	鐵筋混凝土普通	一	一五〇普通	普通	一	八、二六〇	
四號岸壁	橫濱市	鐵製同	三	五二〇同	同	一	三、七五〇	
稅關棧橋	大藏省	同	二	三二〇保稅	保稅	二	六、三二〇	
稅關波止場	同	鐵筋混凝土同	三	五八〇同	同	二	五、六二五	
東神倉庫物揚場	東神倉庫株式會社	同	一	三二五同	同	一	八、五二八	
同	同	木造普通	二	二二〇普通	普通	一	二、五三〇	
同	同	同	一	三二五同	同	一	八、五二八	
同	同	同	二	二二〇普通	普通	一	二、五三〇	
同	同	同	一	三二五同	同	一	八、五二八	

備考

用地トハ繫船岸壁、棧橋及浮棧橋、物揚場ニ接續スル土地ニシテ之ト一體ヲナシテ水陸連絡ノ用ヲ爲スノ設備ヲ施設シタル區域ヲ謂フ

棟數ハ鐵製、木造、鐵筋混凝土造等構造別ニ依リ區別スヘシ

(木) 繫船岸壁及其ノ隣接地域平面略圖

備考

內閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

- (一) 延長、幅員
- (二) 朔望平均干潮面ニ依ル水深
- (三) 上屋、倉庫(用地内ノ上屋、倉庫)、見張所、鐵道、軌道、揚貨裝置、繫船設備其ノ他重要ナル設備ヲ記載シ作製スヘシ
- (四) 圖面ニ限リ四通提出ノコト但シ青寫眞ニテモ可ナリ
- (ハ) 棧橋及其ノ隣接地域平面略圖

備考

內閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

- (一) 延長、幅員
- (二) 朔望平均干潮面ニ依ル水深
- (三) 上屋、倉庫(用地内ノ上屋、倉庫)、見張所、鐵道、軌道、揚貨裝置、繫船設備其ノ他重要ナル設備ヲ記載シ作製スヘシ
- (四) 圖面ニ限リ四通提出ノコト但シ青寫眞ニテモ可ナリ
- (ト) 浮棧橋及其ノ隣接地域平面略圖

備考

內閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

- (一) 延長、幅員



- (一) 朔望平均干潮面ニ依ル水深
- (二) 上屋、倉庫(用地内ノ上屋、倉庫)、見張所、鐵道、軌道、揚貨裝置、繫船設備其ノ他重要ナル設備ヲ記載シ作製スヘシ
- (三) 圖面ニ限り四通提出ノコト但シ青寫真ニテモ可ナリ
- (四) 圖面ニ限り四通提出ノコト但シ青寫真ニテモ可ナリ

備考

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

- (一) 延長
- (二) 朔望平均干潮面ニ依ル水深
- (三) 上屋、倉庫(用地内ノ上屋、倉庫)、見張所、鐵道、軌道、揚貨裝置、繫船設備其ノ他重要ナル設備ヲ記載シ作製スヘシ
- (四) 圖面ニ限り四通提出ノコト但シ青寫真ニテモ可ナリ

(リ) 繫船岸壁斷面略圖

備考

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

- (一) 構造ノ概略
- (二) 朔望平均満潮面及干潮面ニ依ル水深ヲ記載シ作製スヘシ
- (三) 圖面ニ限り四通提出ノコト但シ青寫真ニテモ可ナリ

(ヌ) 棧橋斷面略圖

備考

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

- (一) 構造ノ概略
- (二) 朔望平均満潮面及干潮面ニ依ル水深ヲ記載シ作製スヘシ
- (三) 圖面ニ限り四通提出ノコト但シ青寫真ニテモ可ナリ

三 上屋及倉庫 (イ) 上屋

種類	所在地	經營者	構造	棟數	總面積	摘要
保稅	中區新山下町	内務省	鐵製	二〇	一八、五四六 <small>平方米</small>	總面積ハ延坪數ヲ平方米ニテ表ハセルモノヲ記入スヘシ
同	中區山下町	大藏省	鐵筋混凝土	一三	一一、二三五	
同	中區海岸通	住友倉庫	煉瓦	三	一〇、三二一	
普通	中區入船町	同	木造	三	八、六二五	
同	中區海岸通	三菱倉庫	鐵製	二	四、二五八	
同	神奈川區表高島町	橫濱市	同	五	一八、二三四	
同	神奈川區千若町	神奈川縣	鐵筋混凝土	三	五、六三一	

備考

水陸輸送ノ聯絡ニ利用シ得ヘキ地域内ノ上屋ニ付記載スヘシ



棟數ハ鐵製、鐵筋混凝土、煉瓦造、木造等構造別ニ依リ區別スヘシ  
本表ハ繫船岸壁、棧橋及浮棧橋、物揚場用地内ノ上屋ヲ包含スルモノトス

(ロ) 倉庫

種類	所在地	經營者	構造	棟數	總面積	摘要
保稅	中區山下町	大藏省	煉瓦	一	一〇八 <sup>平方米</sup>	總面積ハ延坪數ヲ平方米ニテ表ハセルモノヲ記入スヘシ
同	同	住友倉庫	鐵筋混凝土	三	一、一一五	
同	神奈川區表高島町	同	煉瓦	二	一、三二八	
普通	中區橋本町	同	鐵筋混凝土	三	四九二	
同	中區山下町	日本製粉	鐵製	一	五〇〇	
同	中區海岸通	東神倉庫	鐵筋混凝土	一	六、一五六	
同	神奈川區表高島町	同	木造	五	六、九三〇	
同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	

備考

水陸輸送ノ聯絡ニ利用シ得ヘキ地域内ノ倉庫ニ付記載スヘシ  
棟數ハ鐵製、木造、鐵筋混凝土、煉瓦等構造別ニ依リ區別スヘシ  
本表ハ繫船岸壁、棧橋及浮棧橋、物揚場用地内ノ倉庫ヲ包含スルモノトス

四 貯炭場及貯木場  
(イ) 貯炭場

所在ノ場所	經營者	面積	積	最大貯炭量	摘要
吉濱町一四	渡邊商會	一、二〇〇 <sup>平方米</sup>	二、〇〇〇 <sup>噸</sup>		
同 四四	四木商會	二四〇	二五〇		
山ノ内町	八木善作	五八二	四八五		
棉花町三ノ二八〇	共榮舍	一、五〇〇	二、五〇〇		
浦島町五六五	横濱石炭同業組合	七〇〇	六三五		
新町一九〇	清田商店	四八〇	四〇〇		
千若町一ノ一	神奈川コークス商會	一二、二三〇	二〇、〇〇〇		

(ロ) 貯木場

種別	所在ノ場所	經營者	面積	積	最大貯木量	摘要
水面	神奈川區平沼町三内村藤作	同	一〇八、〇〇〇 <sup>平方米</sup>	二〇、九七〇 <sup>立方米</sup>		
同	生麥明神町一八	横濱倉庫會社	九八、〇〇〇	二五、〇〇〇		
同	高島町社會館裏	筏回漕業組合	一一、〇〇〇	三、五五〇		



陸	上	新山下町二八	横濱市	四三三、〇〇〇	七九、五六〇
同		鶴見川河口	同	一一五、〇〇〇	二、四五〇

五 危険物置場

種別	所在ノ場所	經營者	敷地面積	建築物面積	摘要
爆發物貯藏庫	中區山下町一	内務省	二四、七〇〇 <sup>平方米</sup>	煉瓦造	六〇〇 <sup>平方米</sup>
揮發油貯藏庫	中區新山下町一	大藏倉庫	一二、〇〇〇	鐵筋混凝土造	一、〇〇〇
油槽	神奈川區表高島町	ライディング、サン	八〇〇	鐵製	三五〇

油槽ノ箇數ヲ摘要欄ニ記載スヘシ

備考

建築物構造ハ鐵製、木造、鐵筋混凝土造、煉瓦造、土造等ノ如ク記載スヘシ

六 野積場其ノ他ノ空地

種別	所在ノ場所	經營者	種別	最大能力	供給船繫留位置	摘要
野積場	神奈川區表高島町五	吉田徳松	一、二、〇〇〇 <sup>平方米</sup>			
同	神奈川區裏高島町二五	中村善次郎	一、六〇〇			
同	神奈川區千若町一ノ八	若宮鐵五郎	八、二〇〇			
空地	第一號埋立地	横濱市	五三、六〇〇			

七 石炭及石油積込設備並給水及給氷設備

(イ) 石炭及石油積込設備

種別	所在ノ場所	經營者	種別	最大能力	供給船繫留位置	摘要
石炭積込設備	神奈川區千若町一	神奈川コーク	ベルト、コンベヤー	二四〇 <sup>噸</sup>		
同	中區山下町五	三井物産	高架道式	二八〇		
石油積込設備	中區橋本町三	ライディング、サン	唧筒付給油船	五一〇	同町地先船溜内	
同	神奈川區表高島町一	同	唧筒式	九〇〇		

備考

種類ハ高架道式石炭積込設備、給炭船、唧筒式石油積込設備、給油船ノ如ク記載スヘシ

(ロ) 給水及給氷設備

種別	所在ノ場所	經營者	數量	種類	最大能力	供給船繫留位置	摘要
給水	税關構内浮棧橋	横濱市	一	水栓	三〇〇 <sup>噸</sup>		
同	中區橋本町五	大村喜平	二	唧筒付給水船	四〇〇	其地先護岸	
同	一號岸壁	横濱市	三	水栓	七〇〇		
給氷	神奈川區表高島町	日本製氷株式會社	一	給氷船	二〇〇		
同	神奈川區裏高島町	帝國冷蔵株式會社	一	斜樋式	二五〇		



備考  
種類ハ唧筒付給水船、水槽船ノ如ク記載スヘシ  
八 繫船浮標

種別	數量	經營者	摘要
二萬噸級用	二大	藏省	
一萬噸級用	六同		
六千噸級用	七同		
三千噸級用	八同		
同	二	淺野造船船渠部	修繕船用
同	一	橫濱船渠株式會社	同

備考  
總噸數二萬噸級用、一萬噸級用、三千噸級用等ニ區別スヘシ  
九 乾船渠、浮船渠及船架

種別	所在ノ場所	經營者	入渠又ハ上架 シ得ル最大商 船ノ總噸數	面積	長	幅	水深	摘要
乾船渠	中區入船町橫濱船渠	一、二、〇〇〇	六、〇〇〇 <sup>平方</sup>	二〇〇 <sup>米</sup>	三〇 <sup>米</sup>	一〇〇 <sup>米</sup>		
浮船渠	日本鐵鋼所	八、〇〇〇	四、五〇〇	一八〇	二五	九〇		
船架	三井造船	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	一〇	一二〇		

十 臨港鐵道

種別	延長	計	摘要
臨港鐵道	二・五 <sup>軒</sup>	三・〇 <sup>軒</sup>	

備考  
延長ハ鐵道幹線ヨリ臨港驛其ノ他ノ主要地點ニ至ル線路料程及臨港鐵道ヨリ主要埠頭ニ至ル距離ヲ記載スヘシ

十一 運河其ノ他ノ水路

種別	名稱	位置	延長	幅	水深	橋梁下ノ間隙	摘要
河川	中村川	自中區南吉田町北七ツ目大岡川分派點至中區石川町一丁目西ノ橋	二・九 <sup>軒</sup>	二・八 <sup>米</sup>	一・〇 <sup>米</sup>	三・〇 <sup>米</sup>	
同	堀川	自中區石川町一丁目西ノ橋至中區山下町海面	〇・九	三・一	一・〇 <sup>米</sup>	四・〇	
同	吉田水路	自中區吉田町大岡川分派點至中區吉濱町中村川落合	一・五	四・九	一・〇 <sup>米</sup>	二・八	
運河	新山下町運河	中區新山下町	一・一	三・一	一・〇 <sup>米</sup>	四・〇	
同	工場地帶運河	神奈川區守屋町生麥町地先	〇・七	九〇	二・二	二・九	
同	同	同	五・〇	八〇	二・二	三・五	



備考

港灣ニ接続シ之ト一體ヲ爲シテ海陸聯絡ノ用ヲ爲ス部分ニ付記載スヘシ  
幅ハ上幅ニ依リ記載スヘシ  
水深ハ朔望平均千潮面ニ依リ記載スヘシ

十二 小船船溜

種別	所在ノ場所	經營者	水深	面積	積	摘要
小船船溜	大岡川口	内務省	一・八 <sup>米</sup>	六七、七四九 <sup>平方米</sup>		
同	高島驛前	横濱市	二・二	一二九、一〇〇		
同	橋本町地先	神奈川縣	二・五	一七、八二〇		
同	北水堤北端内側	神奈川漁業組合	二・七	一八、一五〇		

備考

水深ハ朔望平均千潮面ニ依リ記載スヘシ

十三 通船

種別	所在ノ場所	名稱又ハ經營者	摘要
通船	神奈川區七軒町	横濱市通船營業事務所	神奈川發著所及萬國橋西詰發著所間二十 八回

十四 水門又ハ閘門

種別	所在ノ場所	名稱	長	幅	水深	摘要
水門	東區表高島町	中里水門	—	八 <sup>米</sup>	二・五 <sup>米</sup>	
同	同	金港水門	—	七	二・八	
閘門	東區千若町二丁目	千島閘門	五〇 <sup>米</sup>	一〇	三・五	

備考

水深、幅及長（閘門ニ限ル）ヲ記載スヘシ  
水深（水門ハ閘、閘門ハ表扉閘ノ位置）ハ朔望平均千潮面ニ依リ記載スヘシ

十五 通信及信號ノ機關

種別	所在ノ場所	名稱又ハ經營者	摘要
郵便局	中區北仲通り	横濱中央郵便局	
電信局	中區相生町	横濱中央電信局	
無線電信局	横濱稅關構内	稅關港務部横濱無線電信取扱所	通信範圍八百五十軒以内
電話局	中區太田町	横濱中央電話局	
船舶電話	稅關棧橋	船舶電話四箇所	船舶ノ無線電話ト陸上有線電話ト連絡シ通話ヲナスモノ
船舶信號所	中區山下町	横濱船舶信號所	見張所、信號旗、揚揚橋、觀測鏡、標示燈、二萬燭光探照燈及無線電話機ヲ備フル通信艇ノ設備アリ







年	三三三・三	二四・四	一〇六・八	一七四・三	一五七・五	六四・〇	三四六・六	三三七・六	四九・一	二二・七	一九四・六	一八三・五	一八四・三	一一八・六
秋	一〇〇・九	七六・七	三五・七	四九・五	四三・四	三・四	一五・四	九・二	八・六	一三・四	一六・一	三〇・四	三四・八	三八・九
冬	八九・三	四八・九	二二・四	二二・二	二九・〇	九・四	六・〇	四・六	三・五	三・三	六・七	一七・〇	六九・六	七九・五

即ち恆風ハ全年ヲ通シテ北、春ハ北、夏ハ西南西、秋ハ北、冬ハ北ナリ

備考  
本表ハ附近測候所若クハ其ノ他ノ調査ニ依テ作製スヘシ  
春ハ三、四、五月、夏ハ六、七、八月、秋ハ九、十、十一月、冬ハ十二、一、二月トス  
(口) 降雨量及降雨日數 (自大正何年至昭和何年五箇年間觀測平均)

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
降雨量 <sup>(mm)</sup>	六六・二	八〇・五	一一四・三	一一四・六	一五五・六	一七二・三	一五一・八	一〇二・二	一一七・五	一一〇・二	九四・〇	六四・八	一、七三三・〇
降雨日數	八	九	一四	一四	一四	一六	一三	一三	一六	一四	一〇	七	一四一

備考  
本表ハ附近測候所若クハ其ノ他ノ調査ニ依リ作製スヘシ  
(ハ) 雪  
十二月下旬ヨリ三月上旬ニ至ル期間ニ於テ降雪日數平均五十日ヲ算フレトモ積雪二尺ヲ出テス港灣利用上著シキ支障ナシ

備考

降雪ノ期間及積雪ノ狀況ヲ記載スヘシ

(二) 濃霧

六月ヨリ八月ニ至ル間ニ於テ朝五時ヨリ六時頃迄濃霧ヲ發生スルコトアレトモ航行ニ支障少シ

備考

濃霧ノ期間及狀況ヲ記載スヘシ

(ホ) 結氷

一月ヨリ三月ニ至ル間ニ於テ時々防波堤内ニ薄キ氷結ヲ見ルコトアレトモ通航ニ支障ヲ來スコトナシ

備考

結氷ノ期間及狀況ヲ記載スヘシ

(ハ) 流氷

一月ヨリ三月ニ至ル間ニ於テ本港内外ニ襲來ス初期ニ來ルモノハ概シテ扁平ニシテ厚サ四、五尺水面上僅ニ四、五寸ニ過キササルモ三月上旬以降ニ來ルモノハ厚サ十尺ニ及ヒ水面上四、五尺ノ高サヲ表ハスヲ見ルコトアリ、其ノ大サハ長幅共ニ二百尺ニ達スルモノアリ速度ハ最大一秒時十尺四寸ナルヲ實測セリ

備考

流氷ノ期間及狀況ヲ記載スヘシ

二十一 荷役能力

(イ) 港内入夫



種別	員數	一人一日ノ荷役能力		摘要
		平均賃銀	種類噸數	
沖仲仕人夫	四、二〇〇人	三・〇〇 <small>円</small>	石炭	二・五 <small>噸</small>
濱仲仕人夫	一、二〇〇	三・五〇	同	一・五
陸仲仕人夫	八〇〇	二・五〇	同	一・五

備考

一人一日ノ荷役能力ハ主要貨物ニ依リ計算スヘシ計算ニ用フル貨物ノ品名ヲ附記スヘシ

(口) 解舟

種別	隻數	總噸數	一隻當噸數			摘要
			最大	最小	平均	
解船	二、八〇四	二七六、六二〇 <small>噸</small>	一四〇・〇 <small>噸</small>	二七・〇 <small>噸</small>	九八・六 <small>噸</small>	一隻ノ積載量ヲ噸數ヲ以テ計算ス 間數船ノ噸數ヲ表ハス場 合ハ其計噸數ヲ示スヘシ テハ三間船ハ十シテ 五噸ヲ加ヘタルハ十五噸 ヲ以テ表ハスカ如シ
間數船	一、二五〇	六二、五〇〇	一五五・〇	二五・〇	九〇・〇	

(ハ) 曳船

種別	名稱	總噸數	機關		摘要
			種類	馬力	
發動機船	梅號	八〇 <small>噸</small>	石油發動機	一〇〇	
同	櫻號	五〇	ディーゼル機關	八〇	
小汽船	桃丸	六五	電氣推進	一五〇	
小蒸汽船	松號	一二〇	蒸汽機關	一二〇	
同	杉丸	七〇	同	九〇	

備考

各別ニ記載スヘシ

二十二回漕業者

所在地	名稱又ハ氏名	摘要
横濱市中區常盤町二ノ一五	株式會社一ノ瀬回漕店	
横濱市中區山下町一	株式會社エフ、オーストン商會	



横濱市中區海岸通五ノ二〇	關東運輸會社	
横濱市中區住吉町六ノ八四	武州組	
横濱市中區本町二ノ二六	江崎新太郎商店	

二十三 船用品販賣業者

所 在 地	名 稱 又 ハ 氏 名	主 要 販 賣 品 目
横濱市神奈川區青木町三、六二八	佐藤商會	船具、工業用品
横濱市中區不老町三ノ三一五	矢澤商會	綿帆布、滑車、ペイント
横濱市中區海岸通四ノ一七	竹本信義商店	舶來パッキング、パピットメタル
横濱市中區境町一ノ二五	力谷船具店	船艦材料
横濱市中區花咲町七ノ八四	金子船具店	船具、金物
横濱市中區真砂町一ノ一〇	中村商店	船具、ロープ、帆布、塗料

二十四 海事關係官公署

所 在 地	名 稱	摘 要
横濱市神奈川區表高島町	内務省横濱土木出張所	
横濱市中區海岸通一ノ四	東京遞信局海事部横濱出張所	
同	神奈川縣水上警察署	
神奈川縣久良岐郡金澤町	横濱税關港務部長濱檢疫所	
横濱市中區海岸通一ノ四	横濱税關港務部	
横濱市中區山下町	横濱市港務部	

二十五 港灣全圖

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

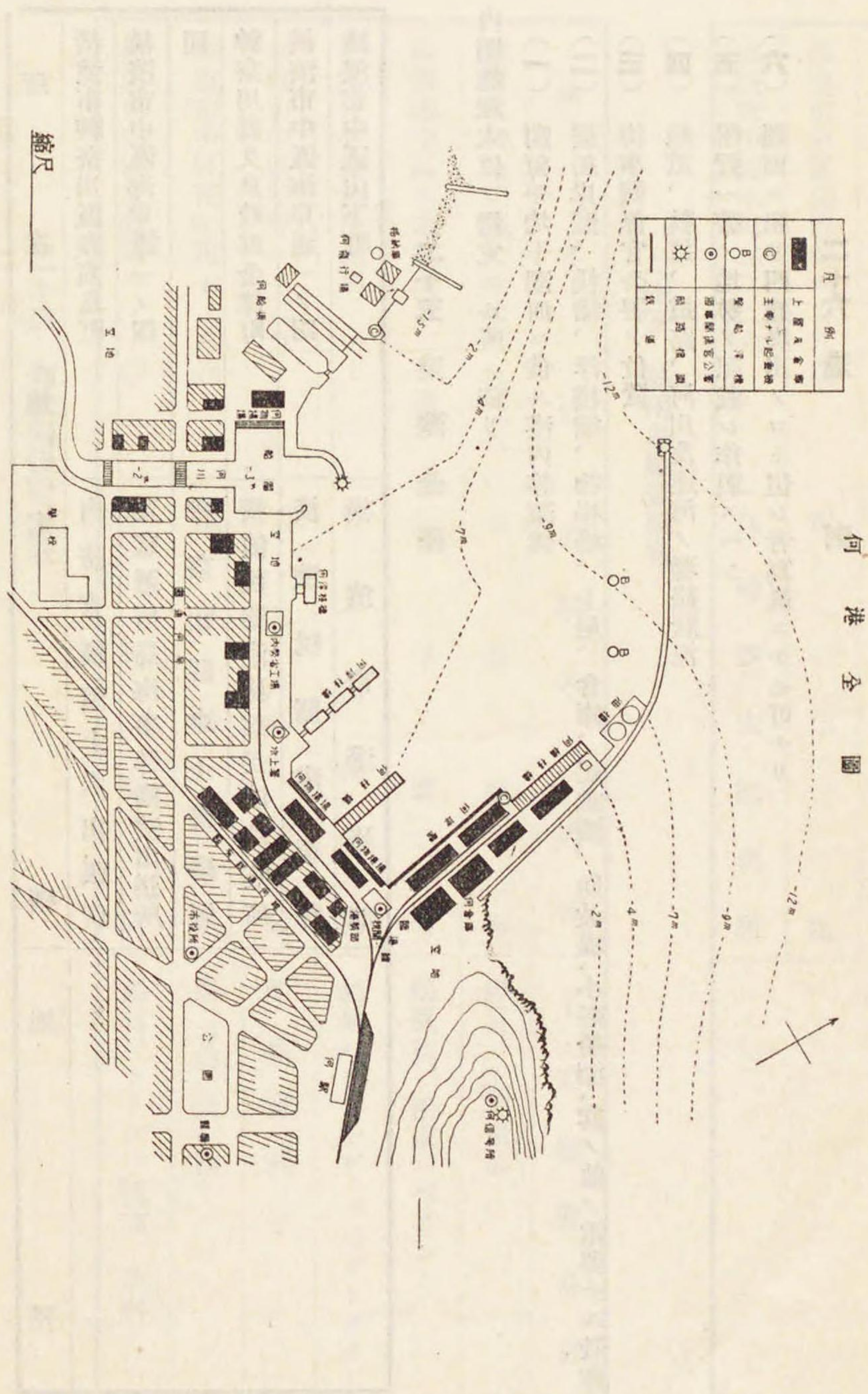
- (一) 朔望平均干潮面ニ依ル港内等深線
- (二) 繫船岸壁、棧橋、浮棧橋、物揚場、上屋、倉庫、起重機、防波堤、小船船溜、其ノ他ノ重要ナル設備
- (三) 海事關係官公署ノ位置
- (四) 鐵道、軌道、道路、河川及運河ノ聯絡狀況
- (五) 附近一帶ノ地勢ヲ記載シ作製スヘシ
- (六) 圖面ニ限リ四通堤出ノコト但シ青寫真ニテモ可ナリ

二十六 港 則

第一條

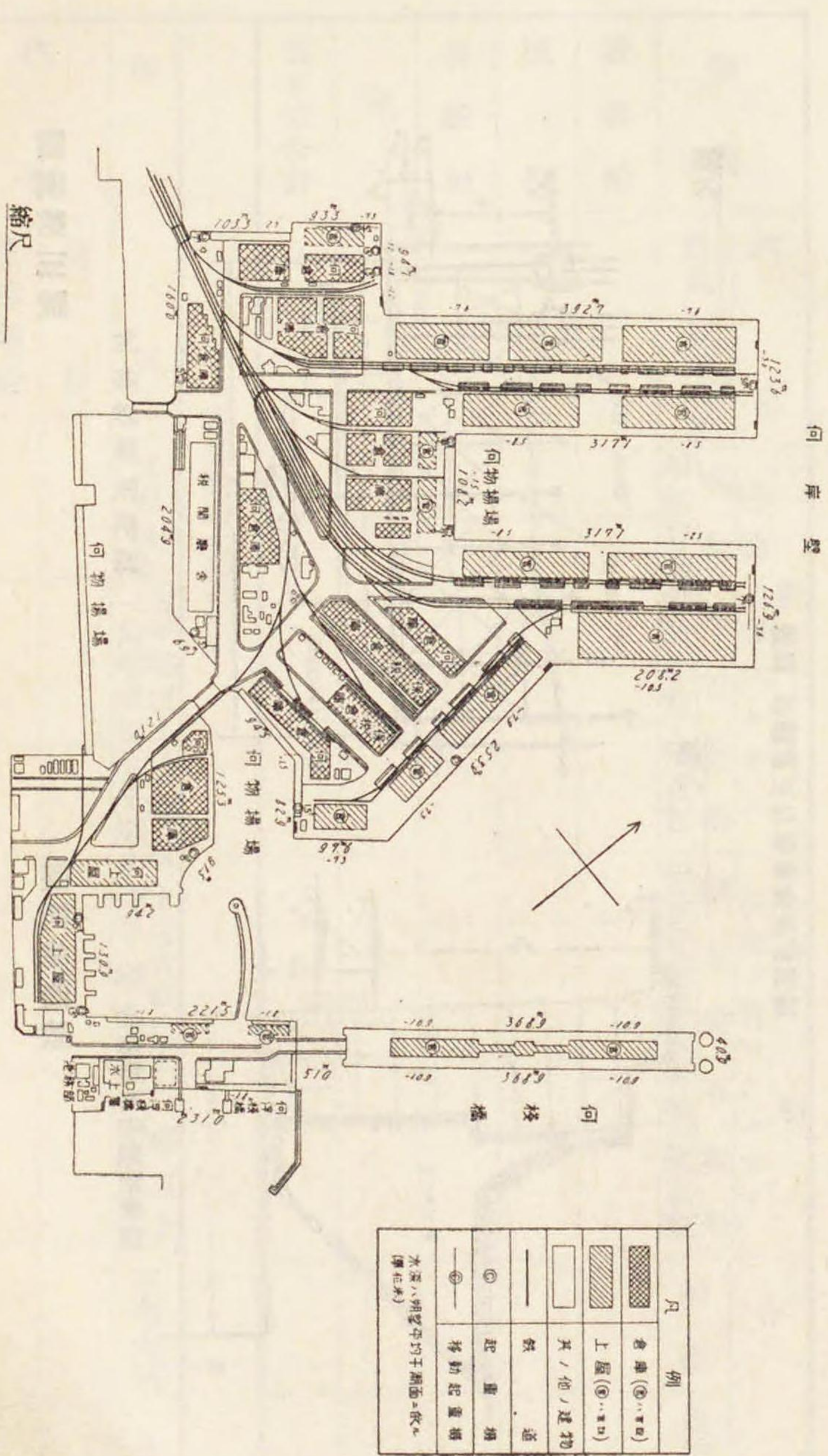


圖例第一號



圖例第二號

何港何家船岸壁、何棧橋、何浮棧橋及何物揚場及其ノ隣接地域平面略圖













三、同一港内ヲ往來スル乗降客ハ調査スルニ及ハス  
三 移出入貨物品種別表 (何年)

港 名

品 種	單 位	移 出			移 入		
		單 價	數 量	價 額	單 價	數 量	價 額
(動物)				円			円
馬							
(植物)							
植 物 類							
計							
合 計							

備考

一、本表ハ船舶ニ依リ海路出入シタル一切ノ貨物(各税關調査ニ係ル外國貨物ヲ除ク)ヲ調査スルモノト

ス而シテ貨物ノ調査ハ船舶ノ調査ト異ルヲ以テ五噸(五十石)未満ノ船舶ニ依リ出入シタルモノト雖總テ表中ニ記載スヘシ但シ外國貨物ト雖内航船ニヨリ各開港場ト内地各港(不開港ヲ含ム)間輸送ノ場合ニ在リテハ之ヲ内國貨物ト看做シ調査ノ上朱書スヘシ

(例) 函館ヨリ支那へ輸送スル外國貨物ニシテ船線ノ都合上内國航路船ニ依リ一旦横濱港へ輸送シ更ニ同港ヨリ外國貿易船ニ依リ支那へ輸送スルモノノ如キハ函館ニ於テハ仕向港ヲ横濱トシ横濱ニ於テハ仕出港ヲ函館トシ朱書スルカ如シ

二、本表ニハ港内ニ於テ他ノ船舶ニ積換へ輸送ヲ爲ス貨物及入港後資格變更ヲ爲シタル外國貿易船ニ依リ積換ヲ爲サスシテ他港(不開港ヲ含ム)ニ輸送スル貨物ヲ含ム

三、仕向港、仕出港ハ輸送貨物ノ直接ノ陸揚港又ハ積入港ヲ記載スヘシ  
仲繼貨物ニ付テハ其ノ仲繼港ヲ以テ仕向港又ハ仕出港ト爲スモノトス

四、貨物ノ包装ハ其ノ容積又ハ重量ニ包含スルモノトス  
五、移出入貨物ノ價額ハ其ノ港ニ於ケル卸値(年平均)ニ依ルコト

六、本表中ノ「品種」ハ別冊品種單位竝換算表ノ「品種」區別ニ從ヒ其ノ順序ニ記載スヘシ但シ細別ニ屬スルモノト雖當該港灣ニ於ケル主要貨物ナルトキハ「品種」欄ニ適宜ニ記載スヘシ

七、移出入貨物ハ仕向港又ハ仕出港毎ニ別行ニ記載スヘシ  
八、本表中ノ「單位」ハ別冊品種單位竝換算表ニ記載シタル單位ニ從ヒ記入スヘシ但シ慣例上異リタル單位ヲ用フルモノニ在リテハ其ノ單位ヲ用キテ差支ナキモ形状大小一定セサル貨物ニシテ箇、本、束等ノ單位ヲ用キタルトキハ其ノ量目又ハ容積ヲ明示スルコト

一斤ハ百六十匁、一貫ハ六斤二五、一擔ハ百斤、一才ハ曲尺一立方尺トス



九、噸量ハ噸位未滿價額ハ圓位未滿ハ四捨五入スヘシ  
 一〇、各品種毎ニ「數量」及「價額」ノ計ヲ掲ケ尙表末ニ合計ヲ記入スヘシ  
 一一、重要港灣（大正十一年五月内務省訓令第六號第二條第一號ノ港灣）ノ分ハ別冊品種單位並換算表ノ「噸換算率」ニ依リ噸ニ換算スヘシ尙其ノ他ノ港灣ノ分モ成ルヘク噸ニ換算スヘシ  
 鐵道聯絡貨物ハ主トシテ重量物ハ千六百九十三斤、容積物ハ百才ヲ以テ一噸トシテ計算セラルルノ例ナルモ本表ハ別冊記載ノ噸換算率ニ依リ計算スヘシ（別冊省略）

**港灣資源調査ニ關スル件**

（昭和四年十二月二十六日發土第一一四號）  
 （鐵道、大藏、商工、農林、逓信各次官宛、内務次官照會）

昭和四年十一月三十日付内務省令第四十一號ヲ以テ港灣資源調査規則制定相成候處貴省管下ニ於テ御經營ニ係ル設備ニシテ同令第二條列記ノ項目ニ該當スルモノニ付テハ貴管下當該各廳ヨリ直接同令ノ規定ニ準シ報告書ヲ地方長官經由ノ上本大臣ニ提出スル様可然御配意相成度此段及照會候也

**港灣資源調査ニ關スル件**

（昭和五年一月十一日發第四號）  
 （各土木出張所長宛、土木局長通牒）

客年十一月三十日付内務省令第四十一號ヲ以テ港灣資源調査規則制定相成候處貴官ニ於テ管理經營セラルル設備ニシテ同令第二條列記ノ項目ニ該當スルモノニ付テハ貴官ヨリ直接同令ノ規定ニ準シ報告書ヲ地方長官ニ御提出相成度

**内務省官制（抄出）**

（明治三十一年十月二十二日）  
 勅令 第二五九號

改 前二十七回略、大正十一年十一月勅令第四六三號、十二年五月  
 同第一九八號、十三年八月同第一七八號、十二月同第三一六  
 號、十四年四月同第一四〇號、十五年五月同第九〇號、昭和  
 三年七月同第一三四號、四年三月同第一〇號、八月同第二五五  
 號、八年五月同第一〇二號

**第七條**

土木局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 本省直轄ノ土木工事ニ關スル事項
- 二 府縣經營ノ土木工事其ノ他公共ノ土木工事ニ關スル事項
- 三 直轄工費及土木工費補助ニ關スル事項
- 四 軌道ノ特許及監督ニ關スル事項
- 五 河川、道路、港灣及砂防ニ關スル事項
- 六 公有ノ水面及水流ニ關スル事項
- 七 土地收用ニ關スル事項

**第十二條ノ二** 内務大臣ハ必要ニ應シ土木出張所又ハ土木試驗所ヲ置キ直轄土木  
 工事並河川、道路、港灣及砂防ノ調査試驗等ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコト  
 ヲ得



土木出張所又ハ土木試験所ニ所長ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ

附則

第十三條 本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

内務省分課規程(抄出)

(大正十三年十二月二十二日官報)

改(昭和三年七月五日、十二月四日、四年五月八日、七年四月九日、十一月二日官報)

土木局

河川課

- 一 河川ニ關スル事項
- 一 砂防ニ關スル事項
- 一 水利ニ關スル事項
- 一 湖沼ノ埋築干拓及使用ニ關スル事項
- 一 本省直轄河川砂防工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ關スル事項
- 一 災害土木工事國庫補助ニ關スル事項
- 一 土木統計及直轄工事年報ノ編纂ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セサル事項

道路課

- 一 道路ニ關スル事項
- 一 軌道ニ關スル事項
- 一 上水道下水道ノ工事及其ノ補助ニ關スル事項
- 一 土地收用ニ關スル事項
- 一 本省直轄道路工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ關スル事項

港灣課

- 一 港灣ニ關スル事項
  - 一 運河ニ關スル事項(主トシテ河川ニ關スルモノヲ除ク)
  - 一 海面ノ埋築干拓及使用ニ關スル事項
  - 一 本省直轄港灣工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ關スル事項
- 第一技術課
- 一 河川道路港灣其ノ他ノ技術ニ關スル事項
- 第二技術課
- 一 重要ナル技術上ノ調査ニ關スル事項
  - 一 本省直轄土木工事ノ企畫ニ關スル事項



## 土木會議官制

(昭和八年八月十一日  
勅令第二二五號)

六五四

- 第一條 土木會議ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シテ道路、河川、港灣其ノ他土木ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
- 土木會議ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第二條 土木會議ハ議長一人及議員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時議員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 議長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 議員及臨時議員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第四條 議長ハ會務ヲ總理ス
- 議長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル議員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 土木會議ニ道路部會、河川部會及港灣部會ヲ置ク
- 部會ニ部會長ヲ置ク議長之ニ當ル
- 議員及臨時議員ノ所屬部會ハ議長之ヲ指定ス
- 議長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ二ノ部會ノ合同會議ヲ開クコトヲ得

第六條 議長ニ於テ特ニ總會ヲ開クノ必要アリト認メタル場合ヲ除クノ外部會又ハ合同會議ノ議決ヲ以テ土木會議ノ議決トス

第七條 土木會議ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 土木會議ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 内務省土木出張所名稱及分掌區域

(大正十三年十二月十三日  
内務省告示第七八二號)

正改  
(昭和二年三月十五日内務省告示第二八六號、三  
年五月十一日同第一三〇號、六年三月二十八日  
同第六八號、七年六月二十九日同第一四〇號)

内務省土木出張所名稱及分掌區域大正十三年十二月十五日ヨリ左ノ通改正ス

内務省官制第十二條ノ二ニ依リ東京、横濱、仙臺、新潟、名古屋、大阪、神戸、  
下關ニ内務省土木出張所ヲ置ク其ノ名稱及分掌區域左ノ如シ

六五五



名稱	區	域
内務省東京出張所	東京府(南多摩郡淺川町ヲ除ク)、神奈川縣ノ内多摩川相模川酒匂川早川花水川流域、靜岡縣ノ内酒匂川富士川流域、長野縣ノ内富士川流域、山梨縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、福島縣ノ内久慈川那珂川流域	
内務省横濱出張所	神奈川縣(多摩川相模川酒匂川早川花水川流域ヲ除ク)、東京府ノ内南多摩郡淺川町、靜岡縣(酒匂川富士川大井川流域及遠江國一圓ヲ除ク)	
内務省仙臺出張所	宮城縣、福島縣(久慈川那珂川流域ヲ除ク)、岩手縣、青森縣、秋田縣	
内務省新潟出張所	新潟縣、長野縣(富士川天龍川木曾川流域ヲ除ク)、山形縣、石川縣、富山縣、岐阜縣ノ内庄川神通川流域	
内務省名古屋出張所	愛知縣、靜岡縣ノ内遠江國一圓及大井川流域、長野縣ノ内天龍川木曾川流域、岐阜縣(庄川神通川流域ヲ除ク)、滋賀縣ノ内木曾川流域、三重縣(木津川新宮川流域ヲ除ク)、福井縣	
内務省大阪出張所	大阪府、京都府、滋賀縣(木曾川流域ヲ除ク)、三重縣ノ内木津川新宮川流域、奈良縣、和歌山縣、兵庫縣ノ内丹波國但馬國一圓及加古川流域、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣	
内務省神戸出張所	兵庫縣(丹波國但馬國一圓及加古川流域ヲ除ク)、徳島縣、高知縣、香川縣、愛媛縣	
内務省下關出張所	山口縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣	

### 内務省土木試驗所設置ノ件

(大正十一年九月三十日 内務省告示第二五五號)

内務省官制第十二條ノ二ニ依リ東京ニ内務省土木試驗所ヲ置ク

### 内務省土木出張所處務規程

(昭和二年四月二十一日 内務省訓令第一〇號)

- 第一條 所長ハ雇員以下ノ命免ヲ專行スルコトヲ得
- 第二條 所長ハ分掌區内ニ出張スルコトヲ得  
所長ハ所員ニ分掌區内又ハ分掌區外ノ出張ヲ命スルコトヲ得
- 第三條 所長ハ所員ノ賜暇、賜暇旅行又ハ轉地療養ヲ許可スルコトヲ得  
所長ハ所員ノ除服出仕ヲ命スルコトヲ得
- 第四條 所長ハ別ニ定ムルモノノ外左記ノ事項ニ付稟伺スヘシ
  - 一 直轄工事既定計畫ノ變更
  - 二 治水事業費河川費中各目ノ流用
  - 三 訴訟ノ提起、取下、和解又ハ訴權ノ拋棄
  - 四 謝金參千圓以上ノ辯護士ノ雇入
  - 五 金額參千圓以上ノ慰藉料ノ支給



- 六 年額貳千圓以上ノ手當ヲ要スル事務ノ囑託
- 七 其ノ他重要ト認ムル事項
- 第五條 所長ハ直轄工事施行ノ爲必要ナル土地取得ニ關スル取扱ヲ爲スヘシ
- 第六條 所長ハ要塞地帶法ニ依リ要塞司令官ニ對シ爲スヘキ事項ヲ取扱フヘシ
- 第七條 所長ハ船舶法、船舶検査法ニ依リ管海官廳ニ對シ爲スヘキ事項ヲ取扱フヘシ
- 第八條 所長ハ直轄工用電話其ノ他電氣工作物施設ニ關シ所管官廳ニ對シ爲スヘキ事項ヲ取扱フヘシ
- 第九條 所長ハ所中處務細則ヲ設クルコトヲ得
- 第十條 所長ハ別ニ定ムルモノノ外左記ノ事項ニ付即報スヘシ
  - 一 處務細則並其ノ改廢
  - 二 高等官ノ事務分掌
  - 三 直轄工事ノ調査、計畫又ハ工事ノ終了
  - 四 災害ニ因ル直轄工事ノ損壞
  - 五 重要物件ノ貸借
  - 六 寄附物件ノ受領

- 七 謝金參千圓未滿ノ辯護士ノ雇入
- 八 金額參千圓未滿ノ慰藉料ノ支給
- 九 年額貳千圓未滿ノ手當ヲ要スル事務ノ囑託
- 十 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第十一條 所長ハ前年度中ニ施行シタル直轄工事ノ調査、計畫又ハ工事ノ狀況ヲ八月末日迄ニ報告スヘシ
- 第十二條 所長ハ直轄工事ノ調査、計畫又ハ工事終了シタルトキハ速ニ報告書ヲ調製シ之ヲ進達スヘシ
- 第十三條 所長ハ前年中ノ水位表ヲ二月末日迄ニ進達スヘシ
- 第十四條 所長ハ土木出張所ヲ經由スル申請書ヲ受領シタルトキハ之ニ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 第十五條 稟伺、報告又ハ進達ノ場合ニ於テ會計ニ關スルモノハ大臣官房會計課長ニ、其ノ他ハ土木局長ニ送致スヘシ

**内務省土木試験所事務ニ關スル件**

(大正十一年九月三十日  
内務省訓令第一七號)

當分ノ内道路材料ノ試験調査及道路ノ築造維持ノ試験調査ニ關スル事務ニ限り取







2051

發行所

東京市本町三丁目一〇番地  
東京市本町三丁目一〇番地  
東京市本町三丁目一〇番地

三友會

東京市本町三丁目一〇番地

東京市本町三丁目一〇番地

東京市本町三丁目一〇番地


東京市本町三丁目一〇番地

東京市本町三丁目一〇番地


昭和八年十二月廿五日印刷

東京市本町三丁目一〇番地











147  
4464



